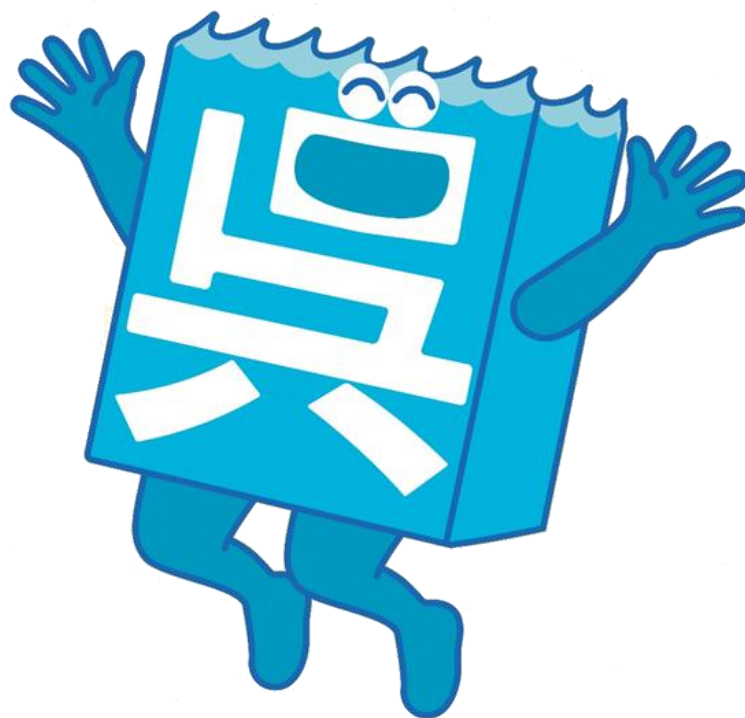


中国語 / 中文

欢迎您的到来

# 吴市生活指南

吴市で暮らす外国人のための生活ガイドブック



吴市国际交流协会



本ガイドブックの掲載内容は、呉市国際交流協会のホームページからダウンロードすることができます。  
最新版もこちらから見ることができます。

本指南所掲載の内容，可以在吴市国际交流协会的网页上下载。在本网页上也可以查到最新版本。



呉市国際交流協会／吴市国际交流协会

〒737-8501

呉市中央4丁目1-6 呉市役所1階／吴市中央4丁目1-6 吴市市政府1层

☎ : 0823-25-5607

✉ : [kurekiea@gmail.com](mailto:kurekiea@gmail.com)

HP: <http://kurekiea.com/>

Facebook: @kure.iea



# 呉市で暮らす外国人のための 生活ガイドブック

## 目次

### 1. 届け出・手続き

- (1) 住民票～住所の手続き～ …………… 1
- (2) 印鑑登録 …………… 2
- (3) 出生・結婚・死亡 …………… 2
- (4) マイナンバー（個人番号）カード …… 4

### 2. 税金

- (1) 外国人と税金 …………… 6
- (2) 日本の税金のシステム …………… 6
- (3) 主な税金のしくみ …………… 7
- (4) 税金に関するポイント …………… 8

### 3. 保険・年金

- (1) 健康保険 …………… 12
- (2) 公的年金制度 …………… 14
- (3) 介護保険 …………… 15

### 4. 福祉

- (1) 高齢者福祉 …………… 17
- (2) 障害者福祉 …………… 18
- (3) 生活支援 …………… 18

### 5. 健康・医療

- (1) 保健 …………… 20
- (2) 呉市内の緊急医療体制 …………… 22

# 呉市生活指南

## 目录

### 1. 报告・手续

- (1) 居民卡～住所的手续 …………… 1
- (2) 印章登录 …………… 2
- (3) 出生・结婚・死亡 …………… 2
- (4) 个人编号卡 …………… 4

### 2. 税金

- (1) 外国人和税金 …………… 6
- (2) 日本的税金系统 …………… 6
- (3) 主要税金的组成 …………… 7
- (4) 和税金有关的要点 …………… 8

### 3. 保险・养老金

- (1) 健康保险 …………… 12
- (2) 公共养老金制度 …………… 14
- (3) 护理保险 …………… 15

### 4. 福利

- (1) 老龄福利 …………… 17
- (2) 伤残福利 …………… 18
- (3) 最低生活保障 …………… 18

### 5. 健康・医疗

- (1) 保险 …………… 20
- (2) 吴市市内急救医疗体制 …………… 23

## 6. 出産・子育て・教育

- (1) 妊娠・出産 ..... 24
- (2) 子育て支援 ..... 25
- (3) 子育て施設 ..... 28
- (4) 学校 ..... 30

## 7. 日本の生活

- (1) ごみの出し方 ..... 33
- (2) 水道 ..... 39
- (3) 電気・ガス ..... 40
- (4) 市営住宅 ..... 40
- (5) 日常生活のルール ..... 42
- (6) 呉市内の日本語教室 ..... 44
- (7) 外国人相談窓口 ..... 45

## 8. 緊急・防犯

- (1) 緊急 ..... 46
- (2) 犯罪にあわないために ..... 47

## 9. 防災

- (1) 防災 ..... 49
- (2) 災害が起こったら
  - ① 災害の情報を調べます。..... 51
  - ② 安全な場所へ移動します。..... 54

## 6. 出生・育児・教育

- (1) 妊娠・出生 ..... 24
- (2) 育児支援 ..... 25
- (3) 育児施設 ..... 28
- (4) 学校 ..... 30

## 7. 日本的生活

- (1) 丢弃垃圾的方法 ..... 33
- (2) 自来水 ..... 39
- (3) 电・天然气 ..... 40
- (4) 市営住宅 ..... 40
- (5) 日常生活的规则 ..... 42
- (6) 吴市内的日语教室 ..... 44
- (7) 外国人咨询窗口 ..... 45

## 8. 紧急・防犯

- (1) 紧急 ..... 46
- (2) 为了不要遇上犯罪 ..... 47

## 9. 防灾

- (1) 防灾 ..... 49
- (2) 发生灾害的时候
  - ① 查询灾害情报。..... 52
  - ② 转移到安全的地方。..... 55

# 1.届出・手続き

市民窓口課 (TEL:0823-25-3161)

## (1) 住民票 ～住所の手続き～

①～④の理由で「在留カード」に新しい住所が書かれていない方は、理由が生じてから 14 日以内に、呉市役所市民窓口課または、各市民センターで住所の登録手続きをしてください。

### ①入国し、新しいカードを交付された

※手続きに必要なもの

- 在留カード及びパスポート
- 「世帯主」との関係を証明する書類及び日本語訳文（日本人ではない家族と住む人）

### ②「在留カード資格変更許可」を受け呉市に住むことになった

※手続きに必要なもの

- 在留カード及びパスポート
- 「世帯主」との関係を証明する書類及び日本語訳文（日本人でない家族と住む人）

### ③他の市町村から呉市へ引越してきた（転入）

※手続きに必要なもの

- 転出証明書またはマイナンバーカード
- 在留カード
- マイナンバーカード（ある人のみ）
- 介護保険証（ある人のみ）

### ④呉市内で引越をした（転居）

※手続きに必要なもの

- 国民健康保険証（加入者のみ）
- 在留カード
- マイナンバーカード（ある人のみ）
- 介護保険証（ある人のみ）

呉市から他市へ引越をする人は、呉市役所や各市民センターで「転出」の手続きをし、新しい住所に引越後、14 日以内に「転入」の手続きをしてください。

※手続きに必要なもの

- 国民健康保険証（加入者のみ）
- 介護保険証（ある人のみ）
- 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）
- 在留カード

# 1.報告・手続

市民窓口課 (电话:0823-25-3161)

## (1) 居民卡 ～住所的手续～

因①～④的理由，在留卡上没有写上最新住址的人，在其理由产生的 14 天以内，请到吴市市政府市民窓口课或各个市民中心办理住所登录手续。

### ①入境，发给新卡时

※办手续时需要的证件

- 在留卡及护照
- 和「户主」关系的证明资料及日文翻译（和家庭成员不是日本人，一起住的人）

### ②办理了「在留卡资格变更许可」并在吴市居住的

※办手续时需要的证件

- 在留卡及护照
- 和「户主」关系的证明书及日文翻译（和家庭成员不是日本人，一起住的人）

### ③从其他市町村搬入吴市居住的（迁入）

※办手续时需要的证件

- 迁出证明或个人编号卡
- 在留卡
- 个人编号卡（只有持有的人）
- 护理保险证（只有持有的人）

### ④在市内搬家的人（迁居）

※办手续时需要的证件

- 国民健康保险证（只有加入者）
- 在留卡
- 个人编号卡（只有持有的人）
- 护理保险证（只有持有的人）

从吴市搬迁到其他城市的人，在吴市市政府或各个市民中心办理「迁出」手续，请在搬到新住所 14 天以内，办理「迁入」手续

※办手续时需要的证件

- 国民健康保险证（只有加入者）
- 护理保险证（只有持有者）
- 后期高龄者医疗被保险证（只有加入者）
- 在留卡

## (2) 印鑑登録

市区町村に「印鑑（ハンコ）」を登録する手続きを印鑑登録といいます。

登録された印鑑を「実印」といい、不動産売買など重要な契約をするときに、「実印」や「印鑑登録証明書」が必要となります。

呉市に住民登録がある 15 歳以上の人が登録できます。

### 〈印鑑登録に必要なもの〉

- ・登録する「印鑑（ハンコ）」（文字や大きさなど条件があります）
- ・マイナンバーカード、在留カード、運転免許証などの、写真付きの身分証明書 1 点
  - 登録者本人が窓口に来られた場合は、すぐに「印鑑登録証（カード）」を交付します。

### 〈印鑑登録証明書〉

印鑑登録された「印鑑（ハンコ）」であることを証明するもの

- ・「印鑑登録証（カード）」を添えて申請してください。証明書を発行します。
- ※「印鑑（ハンコ）」は市役所や銀行などで手続きするときに、サインと同じ意味で使います。  
「印鑑（ハンコ）」は専門店で作ることができます。

## (3) 出生・結婚・死亡

市民窓口課（TEL:0823-25-3163）

日本に住む外国人が出産や結婚、死亡したときは、市役所と本国の「大使館」（または「領事館」）の両方に届出をする必要があります。

### 出生

子どもが生まれた日から 14 日以内に市役所に「出生届」を出します。

父も母も外国の国籍である場合、その子どもが日本で生まれたとしても、日本国籍を取得することはできません。このような場合、子どもの出生について本国の「大使館」（または「領事館」）へ届出をしてください。（詳しい手続きについては国によって違います。事前に大使館または領事館）に確認してください）また、30 日以内に「入国管理局」で「在留資格」を取る手続きをしてください。

## (2) 印章登録

在市、区、町及村登録「印章（手戳）」の手続き叫印章登録。

被登録的印章叫「実印」，在签订买卖不动产等重要契约时，需要「实印」或「印章登录证明书」。

在吴市住民登录 15 岁以上的人，可以登录。

### 〈登録印章时必要的证件〉

- ・登録的「印章（印）」（有文字的大小等条件的要求）
- ・个人编号卡，在留卡，驾照等带有照片的证件一份
  - 如果登录者本人来窗口，当时就可以发给「印章登录证（卡）」。

### 〈印章登录证明书〉

是证明「印章（手戳）」已经登录了的证明书

- ・用「印章登录证（卡）」进行申请。可发行证明书。
- ※「印章（手戳）」在市政府或银行办手续时，和签字具有同等效力。  
「印章（手戳）」可以在专门店铺里制作。

## (3) 出生・结婚・死亡

市民窓口課（电话：0823-25-3163）

在日本居住的外国人，在出生或结婚，死亡时，必须向市政府和本国的「大使館」（或「領事館」）提出报告。

### 出生

孩子生出日起 14 天以内，必须向市政府提出「出生报告」。

父母双方是外国国籍时，孩子虽然在日本出生，但不能取得日本国籍。此类情况，请将孩子的出生，向本国的「大使館」（或「領事館」）提出报告。（有关详细办理手续办法，因各国情况不同。请预先在大使館或領事館进行确认），另外，请在 30 天以内，在「出入国管理局」办理「在留資格」取得手续。

### 結婚

市役所に「婚姻届」「婚姻要件具備証明書※」を出します。

※本国の「大使館」（または「領事館」）で手続きをして取得します。外国語で書かれている書類を提出するときは、そのすべてに日本語の訳文をつける必要があります。結婚できる要件や必要な書類は、国によって違います。本国の「大使館」（または「領事館」）に確認のうえ、市役所に婚姻の届出をします。「出入国在留管理局」での手続きも必要です。

### 死亡

死亡の事実を知った日から 7 日以内に、親族や同居人が市役所に「死亡届」を出します。

同時に本国にも報告します。手続きの方法は「大使館」（または「領事館」）に確認してください。

亡くなった人の在留カードは、近くの「出入国在留管理局」に持参または郵送で返納します。

### 結婚

请向市政府提出「结婚报告」「本人无配偶证明书※」。

※请在本国的「大使馆」（或「领事馆」）里办理手续。请将用外国语书写的文件，全部翻译成日文。

能够结婚的条件或必要的文件，各国有所不同。请向本国的「大使馆」（或「领事馆」）确认后，在市政府进行结婚报告。同时在「出入国管理局」也必须办理手续。

### 死亡

知道死亡的事实发生的日子起 7 天以内，请亲戚或同居人向市政府提出「死亡报告」。

#### 〈出生・結婚・死亡に関する届出〉

届出の種類	届出人	必要なもの
出生届 (生まれた日を含め 14 日以内)	原則父か母	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 (出生証明書添付) 1 通 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳
婚姻届 (届出の日から効力が生じます)	夫および妻 (成人の承認 2 人の署名・押印が必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 1 通 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年が結婚する場合は父母の同意書 <input checked="" type="checkbox"/> 在留カード <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻要件具備証明書 (要日本語訳) <input checked="" type="checkbox"/> その他あなたの国の法律で必要なもの
死亡届 (死亡の事実を知った日から 7 日以内)	親族・同居人など	<input checked="" type="checkbox"/> 届出書 (死亡診断書添付) 1 通

#### 〈有关出生・結婚・死亡的报告〉

报告类别	报告人	需要文件
出生报告 (包括出生日在内的 14 天以内)	原则上父亲或母亲	<input checked="" type="checkbox"/> 报告书 (付出生证明书) 1 份 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册
结婚报告 (从报告日起生效)	丈夫及妻子 (需要成年证人 2 人的签名・盖章)	<input checked="" type="checkbox"/> 报告书 1 份 <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者，结婚时需要父母的同意书 <input checked="" type="checkbox"/> 在留卡 <input checked="" type="checkbox"/> 本人无配偶证明书。(需要日文翻译) <input checked="" type="checkbox"/> 其他，所在国法律必须的文件
死亡报告 (知道死亡事实日起的 7 天以内)	亲戚・同住人等	<input checked="" type="checkbox"/> 报告书 (附有死亡诊断书) 1 份



## (4) マイナンバー（個人番号）カード

市民窓口課（TEL:0823-25-5698）

「マイナンバー」とは、住民票を持つすべての人に、1人1つの番号が与えられる制度です。

「マイナンバー（個人番号）カード」は、暮らしに便利なICチップ付きのカードです。

呉市に住民票があり、申請した人にはマイナンバーカードが交付されます。

### 〈記載事項〉

表面：住所、氏名※、生年月日、性別、顔写真、有効期限

※住民票に通称が記載されている場合は、氏名と通称の両方が記載されます。

裏面：マイナンバー

### 〈有効期間〉

「マイナンバー（個人番号）カード」は発行日から10回目の誕生日まで（未成年は5回目の誕生日まで）

※在留期間の定めがある中长期在留者のカードは、発行日から在留期間の満了日まで

### 〈どんなときに使うのか〉

- ・公的な身分証明書として使う
- ・所得税の申告をオンラインで行う
- ・子どもに関する手当や保育園に入るための申請をオンラインで行う
- ・コンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得する（6:30～23:00）  
ただし、12月29日～1月3日及びシステムメンテナンス作業日は利用不可
- ・健康保険証として使う
- ・年金・子育ての手当、医療サービスを受けるとき
- ・海外にお金を送るとき、また、海外からお金を受け取るとき
- ・銀行で口座をつくるとき

### 〈申請方法〉

- ・初めて申請するときは、無料で申請できます。交付申請書を使って以下の方法で申請できます。

## (4) 个人编号卡

市民窓口課（电话：0823-25-5698）

「个人编号」是指，凡是拥有居民卡的人，赋予每人一个编号的制度。

「个人编号卡」是附有IC芯片，为生活上提供方便的卡。在吴市有居住卡的人，经申请会发给个人编号卡。

### 〈记载事项〉

表面：住所、姓名※、生日、性别、正面照片、有效期  
※居住卡上记载着通称时，姓名和通称都会被记载在其上。

背面：个人编号。

### 〈有效期〉

「个人编号卡」从发行日期至第10次的生日为止（未成年者至第5次的生日为止）

※在留期为中长期的人士的个人编号卡的期限为，发行日起至在留期期满日止

### 〈什么时候使用呢〉

- ・可作为正式的身份证明证件使用
- ・在线申告所得税时使用
- ・在线申请，有关孩子的补贴或申请上保育園。
- ・在便利店获取住民票等的复制件（6:30～23:00）  
但是，12月29日～1月3日及系统维护日，不能获取居民卡等的复制件。
- ・作为健康保险证使用
- ・接受退休金・育儿补贴，医疗服务时
- ・往海外汇款时，取从海外来的汇款时
- ・开设银行账户时

### 〈申请方法〉

- ・第一次申请时，免费申请。使用发给申请书，可用以下方法申请。

- ① スマートフォンで申請  
スマートフォンで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請書WEBサイトにアクセス
- ② 郵便で申請  
交付申請書に顔写真を貼り、必要事項を記入し、送付用封筒に入れてポストへ投函

〈マイナンバー制度に関する問い合わせ先（外国語専用）〉

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-0178-27

対応言語：英語、中国語、韓国語、  
スペイン語、ポルトガル語  
対応時間：平 日 9:30～20:00  
土日祝 9:30～17:30  
(年末年始、12月29日～  
1月3日を除く)

個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）

0570-064-738

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、  
ポルトガル語  
対応時間：全日 8:30～20:00  
(年末年始、12月29日～  
1月3日を除く)

〈マイナンバー総合サイト〉

英語： [kojinbango-card.go.jp/en/](http://kojinbango-card.go.jp/en/)  
中国簡体： [kojinbango-card.go.jp/zh-cn/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-cn/)  
中国繁体： [kojinbango-card.go.jp/zh-tw/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-tw/)  
韓国語： [kojinbango-card.go.jp/ko/](http://kojinbango-card.go.jp/ko/)  
スペイン語： [kojinbango-card.go.jp/es/](http://kojinbango-card.go.jp/es/)  
ポルトガル語： [kojinbango-card.go.jp/pt/](http://kojinbango-card.go.jp/pt/)

- マイナンバーカードは、失くさないようにしてください。
- マイナンバーカードを紛失した場合は、「マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-0178-27)」に電話をしてください。

- ① 使用智能手机申请  
用智能手机，照正面照片，使用发给申请书上的二维码，登录申请书网页
- ② 用邮寄方式申请  
在发给申请书上贴上正面照片，填写必要事项，装入邮寄的专门信封中，投入信箱即可

〈有关个人编号制度咨询处（外文专用）〉  
个人编号综合免费电话

0120-0178-27

对应语言：英语、中文、韩文、西班牙语、葡萄牙语  
对应时间：平 常 9:30～20:00  
周六日及假日 9:30～17:30  
(年末年初、12月29日～1月3日除外)

个人编号卡电话中心（全国通用的电话号码）

0570-064-738

对应语言：英语、中文、韩文、西班牙语、葡萄牙语  
对应时间：全天 8:30～20:00  
(年末年初，除了12月29日～1月3日)

〈个人编号卡综合网址〉

英语： [kojinbango-card.go.jp/en/](http://kojinbango-card.go.jp/en/)  
中文简体： [kojinbango-card.go.jp/zh-cn/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-cn/)  
中文繁体： [kojinbango-card.go.jp/zh-tw/](http://kojinbango-card.go.jp/zh-tw/)  
韩 文： [kojinbango-card.go.jp/ko/](http://kojinbango-card.go.jp/ko/)  
西班牙语： [kojinbango-card.go.jp/es/](http://kojinbango-card.go.jp/es/)  
葡萄牙语： [kojinbango-card.go.jp/pt/](http://kojinbango-card.go.jp/pt/)

- 请不要将个人编号卡丢失
- 个人编号卡丢失时，请拨打「个人编号综合免费电话(0120-0178-27)」

## 2.税金

市民税課 (TEL:0823-25-3193)

### (1) 外国人と税金

外国人であっても、一定の要件に当てはまる場合には、税金を納める必要があります。

#### 税金を納めなければならない人とは

- ・日本国内で働いて得た収入がある人 → 原則として所得税を納める必要があります。
- ・1月1日現在で日本に住所がある人 → (前年の所得に応じて)住民税を納める必要があります。  
また、日本に住んでいない外国人(観光客など)でも、ホテルに宿泊したり、食事をしたりすると、消費税を負担する必要があります。

わたしたちが納めた税金は、身近なところで使われています。一番多く使われているのは「社会保障」にかかるものです。「社会保障」とは、わたしたちが安心して生活していくために必要な「医療」「年金」「介護」「福祉」などの公的サービスのことをいいます。

### (2) 日本の税金のシステム

日本の税金は、国に納める「国税」(主に所得税など)と、県や市町村に納める「地方税」(主に住民税など)があります。国税と地方税はそれぞれ納めるところが異なります。

また、自分で納付する「直接税」と、物を購入したときに税金が代金に含まれている「間接税」(消費税など)があります。

## 2.税金

市民税課 (TEL:0823-25-3193)

### (1) 外国人和税金

即便是外国人，在一定条件下，也是有必要缴纳税金的。

#### 必须要缴纳税金的人是指

- ・在日本国内工作，有收入的人 →原则上有必要缴纳所得税。
- ・1月1日至现在，在日本有住所的人 →(根据前一年的所得)有必要缴纳住民税。  
另外，不在日本居住的外国人(旅游客人等)在饭店里住宿，用餐等，也有必要负担消费税。

我们所缴纳的税金，被用于我们身边的事情。用的最多的地方是「社会保障」。「社会保障」是指、让我们能安心生活所必备的「医疗」「养老金」「看护」「福利」等公共服务。

### (2) 日本的税金系统

日本の税金有交给国家的「国税」(主要有所得税等)和，交给县和市町村的「地方税」(主要有住民税等)。国税和地方税各自缴纳的地方不同。

另外，有自己缴纳的「直接税」和买东西时，包含在价格中的税金的「间接税」(消费税等)。

		直接税	間接税
国 税		所得税（通常は給与から引かれる），法人税，相続税，贈与税など	消費税，酒税，たばこ税，関税など
地 方 税	都道府県税	都道府県民税，事業税，自動車税 など	地方消費税，道府県たばこ税など
	市町村税	市町村民税，固定資産税，軽自動車税など	市町村たばこ税，入湯税など

※都道府県民税と市町村民税のことを一般に住民税といいます。

		直接税	間接税
国 税		所得税（一般从所得中扣除），有法人税，继承税，贈与税等	消费税，酒税，香烟税，关税等
地 方 税	都道県税	都道府县民税，事业税，汽车税等	地方消费税，道府县香烟税等
	市町村税	市町村民税，固定資産税，轻型汽车税等	市町村香烟税，入浴税等

※都道府县民税和市町村民税，被称为一般的住民税。

### (3) 主な税金のしくみ

#### 〈所得税〉

1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得にかかる税金です。

「所得税」は以下の①②，いずれかの方法で納めます。

- ① 会社などで働いている人は毎月の給料から引かれます。→ **源泉徴収**  
その年最後の給与の支払を受ける際に所得税の精算（年末調整）が行われます。  
給与の支払者から，その支払金額等を記載した「源泉徴収票」が給与の支払を受ける人に交付されることとなっています。
- ② 自分で会社を営んでいる人や，2つ以上の会社などから給料をもらっている人などは，働いた次の年の2月16日から3月15日の間に，お住まいの地域の税務署に書類を提出し，確定した税額をコンビニエンスストアや銀行，郵便局などで納めます。  
→ **確定申告**

### (3) 主要的税金组成

#### 〈所得税〉

从1月1日至12月31日止的1年间，因个人所得，产生的税金。

「所得税」以下①②，的两种方法之一缴纳。

- ① 在公司等工作的人，从每月的工资中扣除。  
→ **源泉征收**  
这一年的最后一次发工资的时候进行精算。（年底调整）  
领取工资的人，从付给工资方领到「源泉征收票」。
- ② 自己经营公司的人或，从2个以上公司领取工资的人，工作后的下一年的2月16日起至3月15日之间，请向所居住地区的税务署提交书面资料，确定了税额后，请在便利店或银行，邮局等地方缴纳。  
→ **确定申告**

### 〈住民税（市民税・県民税）〉

その年の1月1日に住んでいる市町村で、前年中（1月1日～12月31日）に所得のあった人に課せられる税金です。

住民税は、前の年の1年間の所得に対して、課せられる地方税です。

※生活保護を受けている人や、障害者、未成年、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人は課税されません。

「住民税」は以下の①②、いずれかの方法で納めます。

- ① 会社などで働いている人は毎月の給料から引かれます。→ **特別徴収**  
勤務先へ5月に税額通知書が送付されます。
- ② 会社などで働いていない人は、市町村から6月中に自宅へ納税通知書が届きます。その納税通知書に書かれている税額をコンビニエンスストアや銀行、郵便局などで納めます。→ **普通徴収**

### 〈自動車税（種別割）〉

自動車（排気量が660cc超の車）を持っている人にかかる税金です。税額は排気量等によって異なります。

車両を登録している都道府県から納税通知書が届きます。その納税通知書に書かれている税額をコンビニエンスストアや銀行、郵便局などで払います。

### 〈軽自動車税（種別割）〉

毎年4月1日現在、バイクや軽自動車（排気量が660cc以下の車）を持っている人にかかる税金です。人に譲ったり、廃車にしたりしても、手続きしていなければ、引き続き課税されます。盗難や、紛失の場合は、警察に届け出てから手続きをしてください。転出するときも手続きが必要です。

車両を登録している市町村から納税通知書が届きます。その納税通知書に書かれている税額をコンビニエンスストアや銀行、郵便局などで払います。

## (4) 税金に関するポイント

### 〈税の証明〉

在留期間を延ばすとき、入国管理局から税金の証明書を求められることがあります。

収入がない人は、課税されていないため、納税証明書が発行できません。

市県民税の申告をして、「所得・課税証明書」を請求してください。

その年の1月1日に呉市に住所のない人は、呉市では

### 〈住民税（市民税・県民税）〉

这一年的1月1日居住の市町村、前一年の（1月1日～12月31日）有收入的人将被课税。

住民税是，针对前一年，一年之间的收入进行课税的地方税。

※接受最低生活保障的人或伤残人士，未成年，寡妇以及单亲，前一年收入的总和在135万日元以下的人不会被课税。

「住民税」以以下①②，两种方式之一来缴纳。

- ① 在公司等工作的人，从每个月的工资中扣除。→ **特别征收**  
5月份会将税额通知书，寄到工作的公司。
- ② 不在公司工作的人，市町村会在6月，将纳税通知书，寄到家里。按照纳税通知书上所写的金额，在便利店或银行，邮局等处缴纳。→ **普通征收**

### 〈汽车税（按种类分）〉

拥有汽车（排气量超过660cc的汽车）缴纳的税金。纳税额，因排气量不同而不同。

由车辆被登录的都道府县，邮寄纳税通知书。按照通知书上所写的税额，在便利店或银行，邮局等处缴纳。

### 〈轻汽车税（按种类分）〉

每年的4月1日至现在，拥有摩托车或轻汽车（排气量660cc以下的车）要缴纳的税金。不办理出让给他人，废车的手续，将继续被课税。被偷盗或丢失时。请向警察做出报告。搬出时也需要手续。

车辆登录的市町村，会寄来纳税通知书。按照通知书上的金额，在便利店或银行，邮局等缴纳。

## (4) 与税金有关的要点

### 〈税的证明〉

延长在留限时，入国管理局会提出，【请提供税的证明书】的要求。

因为没有收入的人，不会被课税，将不发行纳税证明书。

申报市县民税，请求发给「所得・课税证明书」。

这一年的1月1日，在吴市没有住所的人，吴市不发行证明书。

証明が発行できません。

主な種類	請求場所	請求の際に必要なもの	手数料
所得・課税証明	市民税課 市民窓口課	在留カード	300 円 (各 1 件)
納税証明	各市民センター		

※マイナンバーカードを持っている場合は、コンビニエンスストアでも請求することができます。コンビニエンスストアでの手数料は 200 円です。

主要種類	申請地点	申請時所需要的证件	手续费
所得・課税証明	市民税課 市民窓口課各市民中心	在留卡	300 日元(每件)
納税証明			

※持有个人编码卡的人，也可以在便利店申请。便利店的手续费为 200 日元。

#### 〈日本から出国する場合〉

日本に住所及び居所がなくなる場合、原則として出国前にその年の給与について年末調整を受けることになります。

確定申告が必要となる場合には、出国前に確定申告及び納税を行う必要があります。

出国した後で、確定申告や納税などの手続きを行う必要がある場合には、日本国内に居住する納税管理人を選び「納税管理人の届出書」を所轄税務署に提出してください。出国後に納税管理人が本人に代わって手続きを行うこととなります。

#### 〈海外の親族などを扶養控除の対象にしたいとき〉

毎年会社から配られる「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に扶養親族（給料をもらっている人の〔※1〕親族で、〔※2〕生計を一にする人のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下である人）などを記入して提出することで、源泉徴収される税金の負担を軽減することができます。

扶養控除、配偶者控除等の適用を受けるためには、給与等の支払者に親族関係書類・送金関係書類の提出又は提示をする必要があります。

また、令和 5 年 1 月からは、扶養控除の対象となる人は、扶養親族のうち次の（1）から（3）までのいずれかに該当する人に限られています。

この扶養控除の適用を受けようとする人は、給与等の支払者に一定の〔※3〕確認書類の提出又は提示をす

#### 〈从日本出国的情况〉

在日本的住所及居住地被取消时，原则上在出国前，有关这一年的收入，接受年末调整。

有必要做确定申报时，有必要做出国前的确定申报及纳税。

出国后，有必要做确定申报或纳税手续时，请选择在日本国内居住的人，做纳税管理人，向所管辖税务署提出「纳税管理人报告书」。出国后，由纳税管理人代理本人办理手续。

#### 〈想把海外亲属，作为抚养扣减对象时〉

请在每年公司发给的「工资所得者的抚养扣减等（变动）申报书」中，填写并提出抚养亲属（拿工资的人的亲属〔※1〕，〔※2〕同一生活来源的人中，前一年的合算所得收入 48 万日元以下的人）等，会减轻，被征收的源泉税金负担。

为了享受抚养扣除，配偶者扣除，请向发给工资的人或部门提供亲属关系证明书，有必要提出或出示寄送生活费的关系证明书。

另外，从令和 5 年 1 月起，成为抚养扣除对象的人，仅限于符合抚养亲属中以下，（1）至（3）其中一项的人。

接受抚养扣除的人，有必要向工资支付者提出或出示一定的确认证明书〔※3〕

る必要があります。

- |  |  |
|--|--|
| <p>(1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の人<br/>(2) 年齢 70 歳以上の人<br/>(3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満の人のうち、次の①から③までのいずれかに該当する人</p> <p>①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人 (留学ビザ等書類)<br/>②障害者に該当する人<br/>③扶養控除の適用を受ける人から、その年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人 (38 万円送金書類)</p> <p>※ 1 親族には、「配偶者」、「子」、「孫」、「父母」、「祖父母」、「兄弟姉妹」、「配偶者の父母」、「配偶者の祖父母」、「配偶者の兄弟姉妹」などが含まれます。</p> <p>※ 2 一緒に住んでいない日本国外で暮らす親族でも、扶養の要件を満たせば対象者となります。</p> <p>※ 3 確認書類が外国語で作成されている場合には、その和訳文も必要です。</p> <p>・親族関係書類 →<br/>親族であることを証明する母国が発行する書類の原本 (出生証明書など)</p> <p>・送金関係書類 →<br/>金融機関が発行する海外送金明細書など</p> <p>・留学ビザ等書類 →<br/>外国における査証 (ビザ) に類する書類や在留カードに相当する書類</p> <p>・38 万円送金書類 →<br/>送金関係書類のうち、送金金額の合計額が 38 万円以上であることを明らかにする書類</p> <p>複数人の海外居住親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金等を行うことが必要となります。<br/>したがって、例えば、配偶者と子が海外居住親族に当たる場合で、配偶者に一括して生活費を送金しているときは、その送金関係書類は配偶者に係る送金関係書類には該当しますが、子に係る送金関係書類には該当しないこととなります。</p> | <p>(1) 16 歳以上 30 歳未満の人<br/>(2) 年齢 70 歳以上の人<br/>(3) 30 歳以上 70 歳未満の人中、属于以下①至③其中其中一项的人</p> <p>①因留学在国内没有住所或居住地的人 (留学签证等作为证明書類)<br/>②有残疾的人<br/>③在当年, 从享受抚养扣减的人接受了, 作为生活费或教育费 38 万日元以上的人 (38 万日元的汇款证明書類)</p> <p>※ 1 抚养亲属包含「配偶」、「子女」、「孙子」、「父母」、「祖父母」、「兄弟姐妹」、「配偶的父母」、「配偶的祖父母」、「配偶的兄弟姐妹」等。</p> <p>※ 2 不是一起生活, 在日本以外国家生活的亲属, 达到抚养条件的也可以作为对象。</p> <p>※ 3 确认证明書類用外国语做成的有必要翻译成日语。</p> <p>・亲属关系证明書類 →<br/>证明是亲属关系的, 本国发行的证明書類原本 (出生证明等)</p> <p>・汇款证明資料 →<br/>金融機関发行的海外汇款明細書等</p> <p>・留学签证等证明書類 →<br/>相当于外国的签证的证明書類或相当于在留的書類</p> <p>・38 万日元汇款書類<br/>汇款证明中, 汇款金額の合計額超过 38 万日元以上的证明書類</p> <p>多位海外居住的亲属抚养扣除时, 需要给每一位亲属汇款。<br/>据此, 例如: 配偶和子女是属于海外居民的亲属的情况, 向配偶统一进行生活费汇款时, 其汇款相关文件只是和配偶有关的汇款证明, 但不是与子女有关的汇款证明。</p> |
|--|--|

詳しくは

市民税課 ☎ : 0823-25-3193

呉税務署 ☎ : 0823-23-2424

国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

詳細

市民税課 ☎ : 0823-25-3193

呉税務署 ☎ : 0823-23-2424

国際交流中心 ☎ : 0823-25-5604





## 3.保険・年金

保険年金課 ([TEL:0823-25-3151](tel:0823-25-3151))

### (1) 健康保険

日本に住民票がある人は、国籍に関係なく公的医療保険に加入することになります。

医療保険には、大きく分けて会社などで入る「健康保険」と、市役所で入る「国民健康保険」、75歳以上の人が入る「後期高齢者医療制度」の3種類があります。医療保険に入ると、「保険証（健康保険被保険者証）」が渡され、保険料を納める必要がありますが、病気やけがで病院にかかったときに、病院の窓口で支払う費用が医療費の3割（所得や年齢によっては、1割か2割）となります。

#### 〈国民健康保険〉

##### 加入条件

呉市に住民票がある人で、生活保護を受けていない人、会社などの健康保険に加入していない人、後期高齢者医療制度に加入していない人

## 3.保険・养老金

保険年金課 ([TEL:0823-25-3151](tel:0823-25-3151))

### (1) 健康保険

在日本有居民卡的人，不论国籍，都可以加入公共的医疗保险。

医疗保险可以分为三大部分，从公司等加入的「健康保険」和，从市政府加入的「国民健康保険」，75岁以上的人加入的「后期高齢者医疗保险制度」。

加入了医疗保险，发给「保险证（健康保険被保険者証）」，有必要交纳保险费，生病或受伤时，去医院，在医院窗口支付的费用为医疗费费的30%（根据所得或年龄，支付10%或20%）。

#### 〈国民健康保険〉

##### 加入条件

在吴市有居民卡的人，没有接受生活最低保障的人，没有加入公司等健康保险的人，没有加入后期高齢者医疗制度的人

### 届出

次のときは、必ず14日以内に保険年金課か各市民センターで手続きをしてください。

※届出する人の「在留カード」，「マイナンバーが確認できる書類」が必要です。

	こんなとき	その他必要なもの
加入する	呉市に転入する	
	子どもが生まれた	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳
	会社などの健康保険をやめた	<input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書（会社からもらいます）
	生活保護が廃止（停止）された	<input type="checkbox"/> 生活保護廃止（停止）決定通知書
やめる	呉市外に転出する	<input type="checkbox"/> 保険証
	他（会社など）の健康保険に入った	<input type="checkbox"/> 国民健康保険と他の健康保険の両方の保険証
	死亡した	<input type="checkbox"/> 保険証
	生活保護が開始された	<input type="checkbox"/> 生活保護開始決定通知書 <input type="checkbox"/> 保険証
その他	住所・氏名などが変わった	<input type="checkbox"/> 保険証
	就学のため転出する	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 保険証
	保険証をなくした	

## 报告

以下情况，请务必 14 天以内，在保险年金课或各市民中心办理手续。

※报告人需要「在留卡」，「个人编号卡等可确认本人的证明证件」。

报告时间		其他必须的
加入	转入吴市时	
	孩子出生时	<input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手册
	公司的健康保险被停止时	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保险资格丧失证明书（可从公司取得）
	最低保障生活开始时	<input checked="" type="checkbox"/> 最低保障生活废除（停止）决定通知书
停止时	迁出吴市时	<input checked="" type="checkbox"/> 保险证
	加入其他（公司等）的健康保险	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保险和其他的健康保险的双方的保险证
	死亡时	<input checked="" type="checkbox"/> 保险证
	最低保障生活开始时	<input checked="" type="checkbox"/> 最低生活保障开始决定通知书 <input checked="" type="checkbox"/> 保险证
其他	地址·姓名等发生变化时	<input checked="" type="checkbox"/> 保险证
	因就学迁出	<input checked="" type="checkbox"/> 在学证明书 <input checked="" type="checkbox"/> 保险证
	保险证丢失时	

### 保険料

国民健康保険に加入する人は、必ず保険料を納めなくてははいけません。

保険料は、銀行などを通じて自分で納めます。市役所から送られてくる「納付書」をコンビニエンスストアや銀行、郵便局などに持参して納付する方法、スマートフォン決済アプリで納付する方法と、銀行や郵便局の「口座振替」で納付する方法があります。

### 保険料の減免

災害や特別な事情で生活が著しく困難になり、保険料を払うことが難しい場合は、保険料を減免できる場合がありますので、相談してください。

保険年金課 ☎：0823-25-3153

### 保険料を滞納した場合

保険料を滞納すると、「保険証」を返還し、代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。その間は一旦医療費が全額自己負担になります。また、滞納すると、年金・給与・預金等の財産を差し押さえられることがあります。滞納のないよう保険料をきちんと納めましょう。

### 給付

「保険証」を提示して医療を受けるときの医療費の負担

未就学児 : 2 割  
70 歳未満 : 3 割  
高齢受給者(70 歳以上 75 歳未満)  
: 2 割か 3 割 (所得などによって異なります。)

### 保险费

加入国民健康保険の人、必须缴纳保险费。

自己通过银行等缴纳保险费。用市政府寄给的「缴费单」在便利店或银行，邮局直接缴纳，利用智能手机 APP 的支付方法，以及利用银行或邮局的「账户自动转账」缴纳的方法。

### 保险费的减免

因有灾害或特别事情，生活上有显著困难，支付保险费困难时，保险费有被减免的可能，请进行协商。

保险养老金课 ☎：0823-25-3153

### 保险费发生滞纳时

滞纳保险费时，会被要求退还「保险证」，作为替代发给「被保险者资格证明书」。这期间每次的医疗费都全额自己负担。另外，保险费滞纳，会造成，养老金·工资·存款等财产冻结。请不要滞纳保险费，认真缴纳保险费。

### 付给

接受医疗时，提供「保险证」后的医疗费负担额

学龄前儿童 : 20%  
70 岁以下 : 30%  
高龄人士(70 岁以上 75 岁未満)  
: 20%或 30% (根据所得不同而不同)

### 高額療養費の支給（申請が必要です）

病院や薬局の窓口で支払った額が、1 か月で一定額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。時効は 2 年です。自己負担の限度額は、保険加入者の年齢や、所得によって異なります。

※高額療養費支給に該当する人には、お知らせ（通知）を送付します。  
お知らせが届くのは、診療月から早くて 3 か月かかります。

### 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産に必要な費用の負担を軽減するために支給されます。

支給額：1 児につき 50 万円（2023 年 4 月 1 日以降産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産された場合）

※ただし、2023 年 3 月 31 日までに出産された場合は 42 万円

届出は 保険年金課 ☎：0823-25-3154

### 〈後期高齢者医療制度〉

広島県内に居住する 75 歳以上の人は、後期高齢者医療制度に加入することになります。

手続きの必要はありません。保険証は、75 歳の誕生日の前月末日までに郵送します。

また、65 歳以上 75 歳未満の一定程度の障害がある人も、申し込むことでこの保険に入れます。

届出は 保険年金課 ☎：0823-25-3156

## (2) 公的年金制度

公的年金には 2 種類あり、日本国内に住所のあるすべての人の加入が義務付けられています。

制度	説明
国民年金	日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人
厚生年金	厚生年金の適用を受ける会社に勤務し、加入要件を満たす人

制度	説明
国民养老金	在日本国内居住的 20 岁以上 60 岁未満的所有的人
厚生养老金	在厚生养老金适用的公司工作，符合参加条件的人

### 〈国民年金〉

国民年金は、高齢者や障害者になったときや亡くなったときなどに、年金がもらえる制度です。

### 高額療養費の付給（必須申請）

在医院或药局的支付额，1 个月超过一定金额时，超出金额将会被退回。有效期 2 年。自己负担的限度金额，因保险加入者的年龄或所得收入不同而不同。

※给，本应该支付高额疗养费的人寄送（通知）。  
通知寄到的时间，最快也要到，诊疗月之后 3 个月。

### 婴儿出生一次性补助金

被保険者生育婴儿时，为减少婴儿出生时必要的负担，而支給的费用。

支給金額：1 个孩子 50 万日元（2023 年 4 月 1 日以后，加入产科医疗补偿制度，在分娩医院生产时）

※但是，2023 年 3 月 31 日为止，生孩子的仍为 42 万

办理处 保险养老金课 ☎：0823-25-3154

### 〈后期高齢医疗制度〉

在广岛县内居住的 75 岁以上的人士，加入后期高齢者医疗制度。

不需要办理手续。保险证在 75 岁生日的前一个月底寄到。

另外，65 岁以上 75 岁未満的人士，由申请可加入该制度。

办理处 保险养老金课 ☎：0823-25-3156

## (2) 公共养老金制度

公共养老金有两种，在日本国内有住所的人全部有义务加入。

### 〈国民养老金〉

国民养老金是指，成为高龄人士或伤残人士或死亡等情况，取得养老金的制度。

日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人で、「厚生年金」に加入していない人は、「国民年金」に入る必要があります。

届出は 保険年金課 ☎ : 0823-25-3157  
各市民センター  
呉年金事務所 ☎ : 0823-22-1691

### 保険料

国民年金の保険料は一律で、月額 16,520 円（令和 5 年度）です。

保険料をまとめて前払いすると、保険料が割引になります。保険料は、納付書による現金払い、口座振替、クレジットカード払いができます。

### 保険料の免除

収入がない人や少ない人は、申請すると「国民年金」の保険料が、免除や猶予されます。

また、学生は、在学期間中の保険料の支払いが猶予され、後払いすることができます。

### 脱退一時金

次の①～⑥すべてに当てはまる外国人は、帰国後 2 年以内に手続きをすれば、「脱退一時金」を請求することができます。

- ①日本国籍を有していない。
- ②「国民年金」または「厚生年金」の保険料を 6 か月以上払った。
- ③保険料を払った期間が 10 年未満である。
- ④日本に住所がなくなった。
- ⑤会社が厚生年金保険資格喪失の手続きを行った。
- ⑥「障害年金」※をもらっていない  
※障害年金とは「国民年金」や「厚生年金」に加入していて、病気やケガで体に障害が出た人がもらうお金（年金）

## (3) 介護保険

介護保険課 ([TEL:0823-25-3136](tel:0823-25-3136))

「介護保険」制度は、40 歳以上の人がある人が保険料を払い、介護が必要と認定された場合には費用の一部を支払って、サービスを利用できるしくみです。

### 加入対象者

日本に住民票がある、40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している人、および 65 歳以上の人、国籍に関係なく、住民票がある市町村の介護保険に加入す

在日本居住的 20 岁以上 60 岁未満的人，没有加入「厚生养老金」的人士，有必要加入「国民养老金」。

办理处 保险养老金課 ☎ : 0823-25-3157  
各市民中心  
吴养老金事務所 ☎ : 0823-22-1691

### 保险费

国民养老金的保险费一律每月 16,520 日元（令和 5 年度）。

提前一笔支付保险费，保险费的金额会被减少。根据缴费单可用现金支付，账户自动转账，信用卡支付。

### 保险费的减免

没有收入的人或收入很少的人，经申请「国民养老金」的保险费可以免除或暂缓支付。

另外，学生在学习期间，保险费的支付可以暂缓，以后再付。

### 退出一旦性补助金

满足以下全部的①～⑥的日本人，回国后 2 年内，如办理手续，可申请「退出一旦性补助金」。

- ①没有日本国籍。
- ②支付了「国民养老金」或「厚生养老金」的保险费 6 个月。
- ③保险费支付的期间不满 10 年。
- ④在日本没有住所。
- ⑤在公司办理了厚生养老金的资格丧失手续。
- ⑥没有领取「伤残保障养老金」※  
※伤残保障养老金是指，加入了「国民养老金」或「厚生养老金」，因疾病或伤残身体出现障碍的人，领取的养老金。

## (3) 看护保险

看护保险课 ([TEL:0823-25-3136](tel:0823-25-3136))

「看护保险」制度是指，40 岁以上的人士，支付了保险费，经认定有必要被看护时，利用服务时，一部分的费用给与支付的制度。

### 加入对象

在日本有居民卡的人，40 岁以上 65 岁未満的加入了医疗保险的人，以及 65 岁以上的人，和国籍无关，加入居民卡所在的市町村の看护保险。

ることになります。

介護保険課 ☎ : 0823-25-3136

### 保険料

40 歳以上 65 歳未満の人は医療保険と合わせて保険料を払います。

65 歳以上の人は、個別に介護保険料を払う必要があります。加入者本人および世帯の課税状況や、前年中の所得などに応じて、納める保険料が決まります。保険料は 3 年ごとに見直されます。

介護保険課 ☎ : 0823-25-3176

### 保険料の減免

災害や特別な事情で生活が著しく困難になり、保険料を払うことが難しい場合は、保険料を減免できる場合がありますので、相談してください。

介護保険課 ☎ : 0823-25-3176

### 保険料を滞納した場合

介護サービスを利用できる人は、介護保険料を納めた人（40 歳以上 65 歳未満は医療保険に入っていた人）です。介護保険料を納めていなかった人が介護保険サービスを利用する場合は、サービス事業者に支払う金額が高くなります。滞納のないよう保険料をきちんと納めましょう。

介護保険課 ☎ : 0823-25-3176

### 介護保険サービスを利用するためには

介護保険サービスを利用できる人は、65 歳以上の人または加齢が原因とされる病気（特定疾患）のある 40 歳以上 65 歳未満の人です。

介護保険サービス利用の流れは、次のとおりです。

- ① 呉市に「要介護（要支援）認定」の申請を行い、介護度の判定を受けます。

介護保険課 ☎ : 0823-25-3175

- ② 認定されると、一人一人に合わせた介護サービス計画（ケアプラン）が作成され、デイサービス、ホームヘルプ、ベッドの貸し出し、住宅改修、施設入所などのサービスを利用料の 1 割～3 割の負担で受けることができます。

介護保険課 ☎ : 0823-25-2626

看护保険課 ☎ : 0823-25-3136

### 保险费

40 歳以上 65 歳未満の人、和医疗保险一起支付保险费。

65 歳以上的人有必要单项支付看护保险费。根据加入人本人及家庭的课税状况或前一年的收入状况决定保险费。保险费每 3 年修订一次。

看护保険課 ☎ : 0823-25-3176

### 保险费的免除

因为灾害或特别的情况，造成生活显著困难，支付保险费有困难时，请就保险费的减免进行商谈。

看护保険課 ☎ : 0823-25-3176

### 看护保险费发生滞纳的情况

可以利用看护服务的人是指，缴纳看护保险费的人（40 歳以上 65 歳未満加入医疗保险的人）。没有缴纳看护保险的人，要想利用看护服务时，必须向提供服务的单位支付高额的费用。请不要滞纳保险费，认真缴纳保险费。

看护保険課 ☎ : 0823-25-3176

### 为了利用看护保险服务

可以利用看护保险的人是指，65 歳以上的人或 40 歳以上 65 歳未満老化病变的人。

利用看护服务程序如下所述。

- ① 向吴市提出「要看护（要支援）认定」申请，接受看护度判定。

看护保険課 ☎ : 0823-25-3175

- ② 被认定后，针对每个人订立看护服务计划，（照顾计划），日托，在宅帮助，出借护理床，住宅的改建，老人院的入院等施設入所等服务，利用费用可以按 10%～30%的负担来支付。

看护保険課 ☎ : 0823-25-2626



## 4.福祉

### (1) 高齢者福祉

高齢者支援課 ([TEL:0823-25-3139](tel:0823-25-3139))

#### 〈高齢者福祉サービス〉

##### ■ 敬老いきいきパスの交付

満 70 歳以上の高齢者に対して、呉市内の路線バスや生活バスが 1 乗車につき 100 円で乗車できる敬老いきいきパスを交付します。

ただし、クアライン線や広島空港線など、利用できない路線がありますのでご注意ください。

また、J Rバス、さんようバスではご利用できませんのでご注意ください。

- その他に緊急通報装置や日常生活用具の購入補助などがあります。

詳しくは

高齢者支援課 ☎ : 0823-25-3139 まで

#### 〈相談窓口〉

##### ■ 高齢者相談・高齢者虐待相談

高齢者支援課 ☎ : 0823-25-3138

##### ■ 認知症相談

高齢者支援課 ☎ : 0823-25-5694

##### ■ 成年後見制度等相談

認知症や障害などにより判断能力や意思能力が不十分な人への支援 社会福祉協議会

☎ : 0823-25-0266

- 国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

### (2) 障害者福祉

障害福祉課 ([TEL:0823-25-3135](tel:0823-25-3135))

国際交流センター ([TEL:0823-25-5604](tel:0823-25-5604))

#### 〈障害者手帳の交付〉

身体に障害のある人は、本人が申請することで「身体障害者手帳」の交付を受けることができます。また、知的障害のある人には「療育手帳」が、精神障害のある人には「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

手帳の交付を受けると、税金の免除や公共交通機関の運賃の割引などの制度を利用できます。

## 4.福利

### (1) 高齢人士福利

高齢人士支援課 ([TEL:0823-25-3139](tel:0823-25-3139))

#### 〈高齢人士福利サービス〉

##### ■ 发给敬老生机勃勃巴士卡

针对年满 70 岁以上的高龄人士，发给吴市市内的巴士或生活巴士的敬老生机勃勃巴士卡，乘车每次 100 日元。

但是，需要请注意的，クアライン线或广岛机场线等巴士线路，不可以使用该卡。

另外，请注意，J R巴士，山阳巴士不可以使用该卡。

- 其他，还可购入紧急通报装置或日常生活用具。

详细情况

请咨询 高龄人士支援课 ☎ : 0823-25-3139

#### 〈咨询窗口〉

##### ■ 高龄人士咨询・高龄人士虐待咨询

高龄人士支援课 ☎ : 0823-25-3138

##### ■ 老年痴呆症咨询

高龄人士支援课 ☎ : 0823-25-5694

##### ■ 成年后见制度咨询

提供给，因老年痴呆症或残障引起的判断能力或意识表现能力不全的人的支援 社会福利协议会

☎ : 0823-25-0266

- 国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604

### (2) 残障人士福利

残障福利课 ([TEL:0823-25-3135](tel:0823-25-3135))

国际交流中心 ([TEL:0823-25-5604](tel:0823-25-5604))

#### 〈发给残障人士手册〉

身体有残障的人，经本人申请，可以发给「身体残障人士手册」。另外，有智力障碍的人士发给「疗育手册」，有精神残障的人发给「精神残障人士保健福利手册」。

收到发给的手册，可以利用税金的免除或公共交通费用等的减免制度。

### 〈障害者への支援サービス〉

障害のある人の日常生活や社会生活を支援するために各種サービスを利用することができます。サービスの種類は、介護や訓練の支援、日常生活用具の購入補助などがあります。

## (3) 生活支援

生活支援課 ([TEL:0823-25-3159](tel:0823-25-3159))

### 〈生活保護〉

病気や事故、その他の理由で収入が減り、自分たちが精いっぱい努力（下の①～④）をしても生活ができないときに、最低限の生活を保障し、一日も早く自分たちで生活できるように手助けする制度です。

外国人については、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」などの活動に制限のない人が、生活保護を受けることができます。申請は本人以外に、同居の家族・親子・兄弟姉妹などがあります。

#### ①能力の活用

働くことができる人は、その能力に応じて働いてください。

#### ②資産の活用

預金・貯金、生活に利用されていない土地・家屋などがある場合は、売却するなどして生活費に充ててください。

#### ③他の給付など

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずはそれらを活用してください。

#### ④扶養義務者による扶養

親子、兄弟姉妹などから援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

### 〈生活困窮者の自立支援〉

生活支援課「福祉の窓口」 ([TEL:0823-25-3571](tel:0823-25-3571))

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとの相談を受け、自立に向けた支援を行います。本人だけでなく、家族や知人等からの相談も受けています。

### 〈生活福祉資金貸付制度〉

呉市社会福祉協議会（呉市福社会館）  
([TEL:0823-69-3323](tel:0823-69-3323))

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、そ

### 〈给与残障人士的支援服务〉

可以利用，给残障人士的日常生活或社会生活，提供支援为目的的各种服务。服务的种类有，看护或训练的支援，日常生活用具的购入补助等。

## (3) 最低生活保障

生活支援課 ([TEL:0823-25-3159](tel:0823-25-3159))

### 〈生活最低保障〉

因疾病或事故，以及其他理由，造成收入减少，自己竭尽全力，并作出（以下①～④）的努力，还是无法生活，可提供最低生活保障，是保障自己能早日正常生活的制度。

关于外国人，「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」等没有活动限制的人，可以接受最低生活保障。除本人可以提出申请以外，同居的家人・父母子女・兄弟姐妹等也可提出申请。

#### ①盘活现有能力

能工作的人，请根据自己能力从事工作。

#### ②盘活资产

有储蓄・存款，生活中不用的土地・房屋等的情况，请进行变卖等，以充实生活费用。

#### ③其他的补助等

接受了养老金或津贴等其他制度给予的补贴时，请首先使用这些补贴。

#### ④由有抚养义务的人抚养。

可以从父母子女，兄弟姐妹得到援助的，请接受援助。

### 〈生活贫困者的自立支援〉

生活支援課福利窓口 ([TEL:0823-25-3571](tel:0823-25-3571))

接受想工作而无法工作，没有住所等，生活中全面贫困的咨询，进行以自立为目的的支援。除接受本人的咨询外，也接受家人或认识人的咨询。

### 〈生活福利资金借贷制度〉

吴市社会福祉协议会（吴市福利会馆）  
([TEL:0823-69-3323](tel:0823-69-3323))

对于低收入家庭，高龄人士家庭，残障人士家

の経済的自立のため一時的に必要な貸付の相談に応じます。貸付には条件があります。

#### 〈民生委員・児童委員〉

福祉保健課 (TEL:0823-25-3265)

民生委員は、生活に困っている人や高齢者、障害のある人など、支援を必要とする人が呉市で安心して暮らせるよう、市役所等と連携しながら、相談・支援を行っています。

また、民生委員は児童委員も兼ねており、児童・妊産婦・母子家庭等の相談・支援も行っています。

お住まいの地区の担当民生委員がわからない場合は、福祉保健課 ☎ : 0823-25-3265  
国際交流センター ☎ : 0823-25-5604 まで

庭，为了让此类家庭能够经济独立，提供暂时必要的贷款咨询。借贷有一定的条件。

#### 〈民生委员・儿童委员〉

福利保健课 (TEL:0823-25-3265)

为生活困难的人或高龄人士，残障人士等，需要支援的人，能在吴市安心生活，民生委员和市政府联合进行咨询・支援。

另外，民生委员同时兼任儿童委员，为儿童・孕妇・单亲家庭提供咨询・支援。

如果不知道，负责自己居住地区的民生委员时，请拨打，福利保健课 ☎ : 0823-25-3265  
国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604



## 5.健康・医療

### (1) 保健

福祉保健課 (TEL : 0823-25-3103)

#### 〈健診〉

呉市が行う健康診査は年に1回受診できます。

#### 特定健診

生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防改善のための健診です。

呉市在住の40歳以上の次の①②③のいずれかに当てはまる人が対象です。

- ① 呉市国民健康保険被保険者
- ② 後期高齢者医療被保険者（75歳以上等）
- ③ 生活保護受給世帯の人

※そのほかの健康保険組合などに加入している人は、会社または健康保険組合等で受診できる場所を確認してください。（受診料金が異なります）

#### 特定健診が受診できる場所

- ・広島県内の登録医療機関（医療機関に申込）
- ・呉市内の協力医療機関
- ・西・東保健センター及び各保健出張所等（日程等は呉市ホームページで確認）

#### 受診

特定健診を受ける場合は、加入先の医療保険者（国民健康保険、健康保険組合等）から交付される特定健診受診券（後期高齢者医療被保険者と生活保護世帯の人は不要）と健康保険証が必要です。

#### がん検診

対象年齢の人で呉市内に居住し職場等でがん検診を受ける機会のない人が受診できます。

日程や検診場所などは、呉市のホームページで確認するか、福祉保健課または国際交流センターに問合せください。

福祉保健課 ☎ : 0823-25-3103

国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

## 5.健康・医疗

### (1) 保健

福利保健課 (TEL : 0823-25-3103)

#### 〈体检〉

呉市进行的健康检查1年1次。

#### 特定体检

是为预防和改善生活习惯病或肥胖症的健康检查。

在呉市居住40岁以上，以下的①②③有一项符合的人为体检对象。

- ① 有呉市的国民健康保险的保险资格的人士
- ② 有后期高龄人士医疗保险资格（75岁以上的人士）
- ③ 有最低生活保障资格的家庭的人。

※其他的，加入了健康保险等的人士，请向公司或健康保险组合等确认，能够接受体检的地方。（接受体检的费用不同）

#### 接受特定健康体检的地点

- ・广岛县内登录的医疗机构（向医疗机构申请）
- ・呉市内提供协助的医疗机构
- ・西・东保健中心及各个保健支所等（日程等请在呉市官网上进行确认）

#### 接受体检

接受特别健康体检时，能够接到加入的医疗保险机关（国民健康保险，健康保险组合等），发给的，特定健康体检接受检查券（接受后期高龄人士医疗保险的人士和接受最低生活保障的家庭不需要）和健康保险证。

#### 癌症健康体检

可以接受检查对象为，在呉市居住，在工作单位没有机会接受检查的人。

日程或检查场所，请在呉市的官网上确认，请向福利保健课或国际交流中心咨询。

福利保健课 ☎ : 0823-25-3103

国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604

### 〈エイズ・梅毒検査〉

検査は予約が必要で毎月1回実施しています。また、6月と12月は夜間検査を実施します。相談は随時（電話・来所）。いずれも匿名・無料で受けられます。

#### 検査

毎月第2火曜日 9:00～11:00

すこやかセンター-くれ2階 ※夜間検査については、問合せしてください。

#### 相談・検査予約

地域保健課（すこやかセンター5階）

☎：0823-25-3525

### 〈相談窓口〉

#### 医療安全相談

医療に関する相談を受け付けています。呉市内の医療機関で行われている医療に関することが対象になります。

地域保健課（すこやかセンター-くれ）

☎：0823-25-3532

月～金曜日（祝休日を除く）8:30～17:15

#### 外国語で受診できる医療機関の情報

外国語で受診できる医療機関については国際交流センターに問合せください。

国際交流センター ☎：0823-25-5604

月～金曜日 9:00～18:00

土・日曜日 10:00～18:00（祝日は休館）

### 〈救急医療体制〉

平日の夜間、休日の急病やけがをしたときは、次のような初期・2次・3次の救急医療体制を整備しています。

### 〈艾滋病・梅毒検査〉

検査需要予約、毎月進行1次。另外、6月和12月的夜间进行检查。随时接受咨询（电话・来所）。均为匿名・免费接受检查。

#### 検査

毎月第2个星期二 9:00～11:00

吴健育中心2层 ※有关夜间检查，请咨询。

#### 预约咨询・検査

地区保健課（健育中心5层）

☎：0823-25-3525

### 〈咨询窗口〉

#### 医疗安全咨询

接受有关医疗的咨询。在吴市内的医疗机构接受的医疗行为的，可作为咨询对象。

地区保健課（吴健育中心）

☎：0823-25-3532

星期一～星期五（节假日除外）8:30～17:15

#### 有关使用外国语接受诊疗的医疗机构信息

有关能够使用外国语接受诊疗的医疗机构，请向国际交流中心咨询。

国际交流中心 ☎：0823-25-5604

星期一～星期五 9:00～18:00

星期六・星期日 10:00～18:00（节假日休息）

### 〈急救医疗体制〉

平时的夜间，休息日的急诊或受伤的时候，为您提供以下的，初诊・2次・3次的紧急医疗体制。



## (2) 呉市内の救急医療体制

		夜間	休日・祝日の昼間
初期 症状	比較的 症状の 軽い人	市医師会夜間救急センター ☎：0823-32-1299 内科夜間救急センター (平日のみ)19:30～23:00 (受付は 22:40 まで) 小児夜間救急センター (毎日) 19:00～23:00 (受付は 22:40 まで)	市医師会休日急患センター (内科・外科・小児科) 9:00～12:00, 13:00～18:00 ☎：0823-32-1299 または在宅当番医 (新聞の朝刊または 「医療情報ネット」 <a href="http://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=34">www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=34</a> で確認してください。)
		※外科的疾患や重症など、症状によっては当番の公的病院を紹介。 夜間救急センターでは、症状の程度により、23:00 を大幅に超えて処置が必要な時は公的病院へ紹介する場合があります。	
	歯科		呉口腔保健センター 9:00～15:00 ☎:0823-25-4441
2次 救急	入院や手術が 必要な 重症の人	呉共済病院☎：0823-22-2111 中国労災病院☎：0823-72-7171 済生会呉病院☎：0823-21-1601 救急告示医療機関 (後藤病院・呉中通病院・公立下蒲刈病院・にいたにクリニック・前田病院・横山病院・大矢整形外科病院)  小児救急 (2病院の輪番制) ◎中国労災病院(火・金・日) ◎国立病院機構呉医療センター (月・水・木・土)	
3次 救急	生命にかかわる 特に症状の 重い人	国立病院機構呉医療センター(救急救命センター) ☎：0823-23-1020	

## (2) 吴市内的紧急医疗体制

		夜间	休息日·节假日的白天
初期症状	症状比较轻的	市医师会夜间急救中心 ☎：0823-32-1299 内科夜间急救中心 (只限平时) 19:30~23:00 (挂号至 22:40 为止) 儿科夜间急诊中心 (每天) 19:00~23:00 (挂号至 22:40 为止)	市医师会休息日急患中心 (内科·外科·小儿科) 9:00~12:00, 13:00~18:00 ☎：0823-32-1299 另外在家值班医生 (请在报纸的晨报或 「医疗信息网站」 <a href="http://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=34">www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=34</a> 进行确认。) 
		※外科的疾病患者或危重症等，根据症状，介绍给值班的公立医院。 夜间急诊中心，根据症状的程度，时间超过，23:00 幅度极大时，有可能介绍到公立医院进行处置。	
	牙科		吴口腔保健中心 9:00~15:00 ☎:0823-25-4441
二次急救	有必要住院手术的危重者	吴共济医院☎：0823-22-2111 中国劳灾医院☎：0823-72-7171 济生会吴医院☎：0823-21-1601 公示急救医疗机关 (后藤医院·吴中通医院·公立下蒲刈医院·にいたに诊所·前田医院·横山医院·大矢整形外科医院) 儿科急救 (2 医院轮班制) ◎中国劳灾医院(星期二·五·日) ◎国立医院机关吴医疗中心 (星期一·三·四·六)	
三次急救	有生命危险症状的病患	国立医院机关吴医疗中心 (急救救命中心) ☎：0823-23-1020	

## 6.出産・子育て・教育

### (1) 妊娠・出産

子育て世代包括支援センターえがお

(TEL:0823-25-3597)

西保健センター (TEL:0823-25-3542)

東保健センター (TEL:0823-71-9176)

#### 〈母子健康手帳〉

妊娠したら、病院でもらった「妊娠届出書（保健センターや保健出張所にもあります）」と個人番号（マイナンバー）カードを保健センターに出して「母子健康手帳」をもらいます。

乳幼児健診や健康相談を受けるとき、予防接種を受けるときには必ず「母子健康手帳」を持参してください。

#### 〈妊産婦健診費用の助成〉

「母子健康手帳」をもらうときに、一緒に健診費用助成のための「受診券」をもらいます。受診券で指定された検査項目の費用が助成されます。広島県内の委託医療機関等で使うことができます。

※妊婦歯科健診は呉市内の委託医療機関のみ

#### 〈出生届〉

1.届出・手続き の「出生・結婚・死亡」のページの「出生」（P2）を見てください。

#### 〈出産育児一時金〉

3.保険・年金 の「給付」（P13）の「出産育児一時金の支給」を見てください。

#### 〈家庭訪問〉

「母子健康手帳」にある「出生連絡票ハガキ」を出してください。保健師等が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの相談、育児等の情報提供を行います。

#### 〈乳幼児健康診査〉

赤ちゃんの健康状態や成長を確認するために「健康診査」があります。

##### ■ 新生児聴覚検査（個別検査）

広島県内の委託医療機関で受けることができます。

##### ■ 1 か月児健診（個別健診）

広島県内の医療機関で受けることができます（一部の医療機関を除く）

## 6.分娩・育児・教育

### (1) 妊娠・分娩

育児家庭支援中心笑容

(TEL:0823-25-3597)

西保健中心 (TEL:0823-25-3542)

東保健中心 (TEL:0823-71-9176)

#### 〈母子健康手冊〉

怀孕了，用从医院领到的「妊娠报告书（保健中心或保健派出所也备有）」和个人编码卡（个人编码）可以在保健中心领取「母子健康手册」。进行婴幼儿健康体检或接受健康咨询时，接受预防接种时，请务必携带「母子健康手册」。

#### 〈孕产妇健康体检费用的资助〉

领到「母子健康手册」时，同时能得到，为资助健康检查而准备的「诊查券」。用诊查券，能接受，受资助的检查项目。该券只可以在广岛县内委托的医疗机构使用。

※孕妇牙科健康诊查，只限于吴市内委托的医疗机构

#### 〈出生报告〉

1.报告・手续 见「出生・结婚・死亡」的页面中的「出生」（P2）。

#### 〈分娩一次性补贴〉

3.保険・养老金 见「补贴」（P13）的「分娩一次性补贴的发放」。

#### 〈家庭访问〉

请寄出「母子健康手册」里附有的「出生联系单明信片」。保健师等会来家里访问，提供有关婴儿或母亲的咨询，育儿情报。

#### 〈婴幼儿健康检查〉

备有以婴儿健康状况确认，或发育「健康检查」。

##### ■ 新生儿听力检查（个别检查）

可以在广岛县内委托的医疗机构接受检查。

##### ■ 满月儿健康检查（个别健康检查）

可以在广岛县内的医疗机构得到检查（一部分医疗机构除外）

### ■ 3 か月児健診

3～5 か月で保健センター等から健診日程の通知があります。呉市内の協力医療機関で受けることができます。

#### ■ 乳児後期健診（個別健診）

呉市内の協力医療機関で受けることができます。

#### ■ 1 歳 6 か月児，3 歳児健診（集団検診）

保健センター等から健診日程の通知があります。都合が悪い場合は日程変更ができます。

#### ■ 5 歳児発達相談

保健センターからアンケートを送付します。希望者は発達相談を利用することができます。

### 〈予防接種〉

地域保健課（[TEL:0823-25-3525](tel:0823-25-3525)）

※ワクチン名【対象疾病】

- ◎ ヒブ【ヒブ感染症】
- ◎ 小児用肺炎球菌【肺炎球菌感染症】
- ◎ 四種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ】
- ◎ 三種混合【ジフテリア・百日せき・破傷風】
- ◎ 二種混合【ジフテリア・破傷風】
- ◎ 不活化ポリオ【ポリオ】
- ◎ B C G【結核】
- ◎ 麻しん風しん混合【麻しん（はしか）・風しん】
- ◎ 水痘【水痘（水ぼうそう）】
- ◎ 日本脳炎【日本脳炎】
- ◎ B 型肝炎【B 型肝炎】
- ◎ ヒトパピローマウイルス予防【ヒトパピローマウイルス感染症】
- ◎ ロタウイルス【ロタウイルス感染症】

各予防接種は、呉市内の協力医療機関で実施します。

ワクチン接種の対象年齢はワクチン毎に定められています。定められた対象年齢の場合は無料で接種できます。予防接種に行くときは「母子健康手帳」を持参してください。

## (2) 子育て支援

こども支援課《呉市役所 2 階》

（[TEL:0823-25-3173](tel:0823-25-3173)）

### 〈児童手当〉

「児童手当」は中学校卒業（15 歳到達後最初の 3 月 31 日）までの児童を養育している人に支給されます。申請した月の翌月分から支給となります。申請が遅れると遅れた月分の手当を受けられなくなります。

### ■ 3 个月婴儿健康检查

3～5 个月时，从保健中心等会寄来通知，吴市市内的医疗机构接受检查

#### ■ 婴幼儿后期健康检查（个别健康检查）

可以在吴市内的协作医疗机构接受检查。

#### ■ 1 岁 6 个月婴儿，3 岁儿童（集团健康检查）

从保健中心等寄来健康检查的通知。如果不方便可以变更日程。

#### ■ 5 岁儿童发育咨询

由保健中心寄来调查表。希望利用发育咨询的可以利用。

### 〈预约接种〉

地区保健课（[TEL:0823-25-3525](tel:0823-25-3525)）

※疫苗名称【针对疾病】

- ◎ 细菌性髄膜炎【髄膜炎传染病】
- ◎ 儿童肺炎球菌【肺炎球菌传染病】
- ◎ 四种混合【白喉・百日咳・破伤风・脊髓灰质炎】
- ◎ 三种混合【白喉・百日咳・破伤风】
- ◎ 两种混合【白喉・破伤风】
- ◎ 灭活脊髓灰质炎【脊髓灰质炎】
- ◎ B C G【结核】
- ◎ 麻疹风疹混合【麻疹（麻疹）・风疹】
- ◎ 水痘【水痘（牛痘）】
- ◎ 日本脳炎【日本脳炎】
- ◎ B 型肝炎【B 型肝炎】
- ◎ 子宫颈癌预防【子宫颈癌感染症】

◎ 轮状病毒【轮状病毒感染病】

各项预防接种，由吴市内的协助医疗机构实施。

疫苗接种对象年龄，因疫苗不同而不同。规定对象年龄为免费接种。

来打疫苗时，请携带「母子健康手册」。

## (2) 育儿支援

孩子支援课《吴市市政府 2 层》

（[TEL:0823-25-3173](tel:0823-25-3173)）

### 〈儿童补贴〉

「儿童补贴」是支付给，养育初中毕业（15 岁后的生日后的第一个 3 月 31 日）为止的儿童家庭的人。

申请之后的第二个月开始支給。申请迟了，迟了的月份拿不到补贴。

### 支払額金額（月額）

3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上～小学校修了前	第1子, 第2子 10,000 円
	第3子以降 15,000 円
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している人の所得が一定以上の場合、児童1人につき月額一律5,000円を支給します。所得がさらに一定以上の場合、手当の支給がなくなります。

※新たに子どもが生まれ、他の市区町村へ転出した場合は、再度申請が必要です。

### 支払時期

年に3回に分けて2月、6月、10月に、それぞれの前月分までの4か月分の手当が支給されます。

### 申請に必要なもの

- ・児童手当・特例給付認定請求書
- ・請求者名義の預金口座を確認できるもの
- ・個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号（マイナンバー）の通知カード
- ・本人確認書類（在留カードなど）

### 現況届の提出

続けて手当を受けるには、「児童手当・特例給付現況届（6月初旬に送付）」のほか、必要な書類を6月末までに提出してください。

提出が遅れると、手当が受けられなくなることがあります。必ず提出してください。

### 〈こども医療費助成制度〉

国民健康保険や各種社会保険に加入している場合、高校3年生（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもの医療費の自己負担分の一部を助成します。

区分	通院	入院
0歳児～高校3年生	○	○

異動日から14日以内に申請してください。申請が遅れると申請日からの認定となります。

### 申請に必要なもの

- ・こども医療費受給者証交付申請書
- ・健康保険証（子どもの保険証が必要です。出生による申請の場合は、子どもが加入予定の保護者の保険証

### 补贴的金额（月額）

3岁未満	一律 15,000 日元
3岁以上～小学毕业前	第1个孩子, 第2个孩子 10,000 日元
	第3个孩子以后 15,000 日元
中学生	一律 10,000 日元

※养育孩子人的收入一定以上时，1个孩子的每月补贴额一律5,000日元。所得收入更高，在一定额度以上的，将不再支付补贴。

※刚出生的孩子，迁居到其他城市时，需要再次进行申请。

### 支付时期

每年分3回，2月，6月，10月付给，毎回付给4个月的补贴。

### 申请时必要的文件

- ・儿童补贴・特例支付认定申请书
- ・可以确认申请人名义的账户资料
- ・个人编号（个人编号）卡或者个人编号（个人编号）的通知卡
- ・确认本人的证件（在留卡等）

### 提交现状报告

继续接受补贴的人，请于6月末，提交「儿童补贴・特例补贴现状报告（6月上旬寄送）」及必要的资料。

### 〈孩子医疗费补助制度〉

加入国民健康保险或各种社会保险的人，会给上高中3年级（到18岁的第一个3月31日）为止的孩子，提供一部分医疗费补助。

区分	通院	住院
0岁孩子～高中3年级学生	○	○

移动日起14天以内请提出申请。申请迟了，申请日起开始认定。

### 申请必要的资料

- ・接受孩子医疗费申请书
- ・健康保险证（需要孩子的保险证。因出生而申请的，有孩子准备加入的监护人的保险的保险证

でもよいです。)

- ・個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号（マイナンバー）の通知カード
- ・本人確認書類（在留カードなど）

### 提出先

「児童手当」「現況届」「こども医療費助成制度」すべて、こども支援課、各市民センター、市民窓口課

### 〈児童扶養手当〉

「児童扶養手当」は高校3年生（18歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している父子・母子家庭等に支給されます（所得制限があり、支給額は所得に応じて変わります）。

### 〈ひとり親家庭等医療費助成制度〉

国民健康保険、各種社会保険に加入していて、高校3年生（18歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している父子・母子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税相当）の医療費の自己負担額分の一部を助成します。

### 〈放課後児童会〉

こども支援課 ([TEL:0823-25-3254](tel:0823-25-3254))

放課後児童会は、昼間家族が家庭にいない小学1年生から6年生を対象に小学校の施設などを利用して「遊びの場」や「生活の場」を提供する事業です。

### 利用条件

- ①呉市内の小学校に通学している。
- ②保護者が仕事などにより昼間家庭にいない。
- ③1ヶ月15日以上仕事などがあり、3ヶ月以上続くこと。
- ④放課後児童会を3ヶ月以上利用すること。

「放課後児童会」の利用に関する費用や申請など詳しいことは

こども支援課 ☎：0823-25-3254

国際交流センター ☎：0823-25-5604

### 〈子育て家庭支援事業〉

こども家庭相談課 ([TEL:0823-25-3599](tel:0823-25-3599))

### ショートステイ（短期入所生活援助事業）

保護者が病気などで児童の養育が一時的に困難となったときや母子が一時的に保護を必要とするとき、児童養護施設などで一定期間（原則として7日以内）お世話

也可以。)

- ・个人编码（个人编码）卡或个人编码（个人编码）的通知卡
- ・本人的身份证明（在留卡等）

### 申请处

「儿童补助」「现在情况报告」「孩子医疗费补助制度」均在，孩子支援课，各市民中心，市民窗口课

### 〈儿童抚养津贴〉

「儿童抚养津贴」是付给养育有，高中3年级（截止到18岁生日后的第一个3月31日）为止的孩子的父子・母子家庭（有所得限制。付给的金额随所得发生变化）。

### 〈单亲家庭等医疗费补助制度〉

加入了国民健康保险，各种社会保险的，养育有高中3年级孩子，在到了18岁生日后的第一个3月31日为止的父子・母子家庭等（全家人的前一年的所得税相当于免税的），为自己负担的医疗费提供一部分补助。

### 〈放学后儿童会〉

孩子支援课 ([TEL:0823-25-3254](tel:0823-25-3254))

放学后儿童会是指，利用小学等设施等，为白天家庭成员不在家的，小学1年级到6年级的学生，提供「玩耍场所」或「生活场所」的事业。

### 利用条件

- ①在吴市市内上小学的孩子。
- ②监护人因工作等原因白天不在家的。
- ③1个月有15天以上有工作的，连续3个月以上的。
- ④可以利用放学后儿童会3个月以上的。

有关利用「放学后儿童会」的费用或申请等详细情况

孩子支援课 ☎：0823-25-3254

国际交流中心 ☎：0823-25-5604

### 〈育儿家庭支援事业〉

孩子家庭咨询课 ([TEL:0823-25-3599](tel:0823-25-3599))

### 短期寄宿（短期入所生活援助事业）

家长因疾病等，在短时期内，养育孩子有困难的或母子短时期内需要保护的，儿童养护设施等，在一定时期内（原则为7天之内）给予照看的事业。



します。

### トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などで帰宅が夜間（18:00 以降）になるときや休日に不在のとき、児童養護施設などで児童を預かる制度です。

### 〈病児・病後児保育〉

こども施設課（[TEL:0823-25-3174](tel:0823-25-3174)）

次のすべての項目に該当する児童を一時的にお預かりします。※事前の登録と予約が必要です。

- ① 呉市内または相互利用の協定を結んでいる市町に住居があり、保育所等に在籍する児童から小学校 6 年生までの児童
- ② 病気または回復期にあり、医療機関での入院は必要ないが、安静の確保に配慮する必要がある児童
- ③ 保護者の勤務の都合や、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が困難な児童

開設時間、費用など詳しいことは

こども施設課 ☎：0823-25-3174

国際交流センター ☎：0823-25-5604

## (3) 子育て施設

こども施設課（[TEL:0823-25-3144](tel:0823-25-3144)）

### 〈保育所〉

「保育所」は、0 歳から小学校就学前の子どもを対象とし、保護者が働いている、病気などの理由により家庭で保育できない子どもを保育する施設です。

一般的な保育時間は、1 日 8 時間から最大 11 時間ですが延長保育を実施している保育所もあります。

### 〈認定こども園〉

「認定こども園」は、保育所と幼稚園の両方の機能があります。

3 歳児からは、保護者の働いている状況に関わらず、教育・保育を一緒に受けます。

「保育所」「認定こども園」の入所の基準や申込方法、必要書類などについては

こども施設課 ☎：0823-25-3144

国際交流センター ☎：0823-25-5604

### 黄昏寄宿（夜晩养护事業）

家長因工作，夜间回家的（18:00 以后）或休日，假日不在时，儿童养护设施等，有托管儿童的制度。

### 〈病児・病愈児保育〉

孩子设施课（[TEL:0823-25-3174](tel:0823-25-3174)）

有关以下的暂时托管儿童项目。※有必要事先登录和预约

- ① 在吴市内，或相互定有利用协定的市町里有住所的，在保育所内有所籍至小学 6 年级为止的儿童
- ② 患有疾病或正在恢复期的，没有必要在医疗机构住院，需要确保其安静养病状态的儿童
- ③ 因监护人的工作状态或，疾病，事故，妊娠，婚丧嫁娶等不得不为的事情，家庭保育有困难的儿童

有关开设时间，费用等详细情况的咨询电话

孩子设施课 ☎：0823-25-3174

国际交流中心 ☎：0823-25-5604

## (3) 育儿设施

孩子设施课（[TEL:0823-25-3144](tel:0823-25-3144)）

### 〈保育所〉

「保育所」是以，0 岁起至小学入学前的儿童为对象，家长有工作，生病等理由，在家中无法照看的孩子，给予保育的设施。

一般保育时间为 1 天 8 小时至最大 11 小时。有很多保育所实施延长保育。

### 〈认定孩子园〉

「认定孩子园」是指，拥有保育所和幼儿园两方面的机能。

儿童从 3 岁起，和保护人的工作状态无关，都可以接受保育。

有关「保育所」「认定孩子园」の入所标准或申请方法，必要的申请文件等请咨询

孩子设施课 ☎：0823-25-3144

国际交流中心 ☎：0823-25-5604

### 〈幼稚園〉

「幼稚園」は、満3歳から小学校就学前の子どもを対象としています。「幼稚園」は1日標準4時間ですが、働いている保護者などに応じて、時間を延長して子どもを預かる「預かり保育」をしてくれる「幼稚園」もあります。

#### 幼稚園の入園

詳しいことは「幼稚園」に問い合わせるか、  
国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

### 〈幼儿园〉

「幼儿园」是以，満3歳至小学就学前的儿童为对象。「幼儿园」一天标准时间为4小时，但是针对工作的家长，有些幼儿园有，可延长托儿时间的「托儿保育」制度。

#### 幼儿园的入园

详细情况请向「幼儿园」咨询或致电，  
国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604

### 子育て施設

施設名	特徴	入園年齢	申請
保育園	家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～5歳 (6歳になる年まで)	各施設
認定こども園	保育園と幼稚園の両方の機能がある施設	0～5歳 (6歳になる年まで)	各施設
幼稚園	保護者の就労などに関係なく利用可 幼児教育を行う施設	満3～5歳 (6歳になる年まで)	各幼稚園

※保育園，認定こども園，幼稚園によって受け入れている年齢が違います。

### 育儿设施

施設名称	特征	入园年龄	申请
保育園	在家庭中无法进行保育的，代替家长进行保育的设施	0～5岁 (到6岁那年为止)	各设施
认定孩子园	有保育園和幼儿园双方的机能的设施	0～5岁 (到6岁那年为止)	各设施
幼儿园	不论监护人是否工作都可以利用 对幼儿进行教育的设施	満3～5岁 (到6岁那年为止)	各幼儿园

※各保育園，认定孩子园，幼儿园接受的年龄有不同的情况。

## (4) 学校

学校教育課 (TEL:0823-25-3568)

### 日本の教育・保育制度

0～6歳	6～12歳	12～15歳	15～18歳	18～22歳	22歳～
保育園 (0～6歳)	義務教育		高等学校 3～4年間	4年間 大学	大学院
認定こども園 (0～6歳)				短期大学 2年間	
幼稚園 (3～6歳)	小学校 6年間	中学校 3年間	高等専門学校 5年間	1～3年間 専門学校	就職

#### 〈小学校・中学校〉

日本人の6歳から15歳の子どもを持つ保護者には子どもを小学校・中学校及び義務教育学校に就学させる義務があります。

外国籍の子どもを持つ保護者には、就学させる義務はありませんが、公立の小学校・中学校及び義務教育学校への就学を希望する場合は無償で行かせることができます（給食費や教材費にお金がかかります）。希望する場合は、呉市教育委員会学校教育課で就学の手続きをしてください。

※学校には3種類あります。

- 国立 国が設立した学校
- 公立 広島県や呉市が設立した学校
- 私立 国立、公立以外の学校

## (4) 学校

学校教育課 (TEL:0823-25-3568)

### 日本の教育・保育制度

0～6歳	6～12歳	12～15歳	15～18歳	18～22歳	22歳～
保育園 (0～6歳)	義務教育		高中 3～4年	4年 本科	研究生
認定子ども園 (0～6歳)				中专 2年	
幼稚園 (3～6歳)	小学 6年	中学校 3年	高等専門学校 5年	1～3年 专业学校	就職

#### 〈小学・中学〉

有6岁至15岁日本国籍孩子的监护人，有义务让孩子接受小学及中学以及义务教育的教育。

外国国籍的孩子的监护人，没有让孩子就学的义务，如果有志愿上小学・中学及一义务教育的，可以免费接受教育（需要支付，学校午餐费用或教材费用）。

希望上学的，请到吴市教育委员会学校教育课，办理入学手续。

※学校分3种。

- 国立 国家设立的学校
- 公立 广岛县或吴市设立的学
- 私立 国立，公立以外的学校

### 〈就学援助〉

呉市立の小学校・中学校及び義務教育学校に通学し、経済的な理由等により就学困難な児童生徒の保護者は、学用品や給食などにかかる費用の援助を受けることができます。

詳しいことは

学校教育課 ☎ : 0823-25-3568

### 〈特別支援学校〉

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育、及び、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な教育を受けることができる学校です。

詳しいことは

学校安全課 ☎ : 0823-25-3456

国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

### 〈高等学校〉

「高等学校」は、中学校を卒業した人が通う学校で、入学に当たっては、原則として入学試験を受ける必要があります。

高等学校は無償ではありませんが、家庭の所得に応じて国の支援を受けることができます。

高等学校を卒業した人は、大学などに入学する資格が認められます。

詳しいことは

広島県教育委員会高校教育指導課

☎ : 082-513-4992

国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

### 〈高等教育機関〉

日本で「高等学校」や「中高一貫校」等を卒業した人は、次の高等教育機関への入学資格が認められます。

- ① 大学
- ② 専門職大学
- ③ 短期大学
- ④ 専門職短期大学
- ⑤ 専門学校

※日本の「高等学校」等を卒業していない人は、「高等学校卒業程度認定試験」に合格すると、日本の大学や短期大学、専門学校などの入学試験を受けることができます。

### 〈上学援助〉

在呉市上小学・中学以及接受义务教育的，因经济等理由造成上学困难的儿童的监护人，可以得到当学习用品或学校午餐费的援助。

详细情况请咨询

学校教育课 ☎ : 0823-25-3568

### 〈特別支援学校〉

对于有残障的婴儿、儿童、学生，相当于，幼儿园、小学、中学或高中的教育，以及，因障害，造成学习上或生活上有困难，为了克服此困难，力求自立为目的而进行教育的学校。

详细情况请咨询

学校安全课 ☎ : 0823-25-3456

国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604

### 〈高中〉

「高中」是，中学毕业后上的学校，原则上，上高中需要通过升学考试。

上高中不是免费的，根据家庭收入不同会得到国家的支援。

高中毕业了的人，被承认拥有大学入学的资格。

详细情况请咨询

広島県教育委員会高校教育指導課

☎ : 082-513-4992

国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

### 〈高等教育机关〉

在日本「高中」或「初中高中一贯校」等，毕业后，以下的高等教育机关的入学资格被承认。

- ① 大学
- ② 专业大学
- ③ 中专
- ④ 专门职大学
- ⑤ 专门学校

※日本「高中」没有毕业的人，「高中毕业程度认定考试」合格后，可以参加，日本的大学或中专，专门学校等的入学考试。

### 学校教育

学校	入学年齢	手続き	学校の選択 (公立の場合)	入学試験 (公立)
小学校	6～12歳 (7歳になる年～)	呉市学校教育課	呉市が指定	なし
中学校	12～15歳 (13歳になる年～)	呉市学校教育課	呉市が指定	なし
高等学校	15歳～18歳 (16歳になる年～)	広島県教育委員会 高校教育指導課	希望する学校	あり

### 学校教育

学校	入学年齢	手続	学校的選択 (公立学校的情况)	升学考试 (公立)
小学	6～12岁 (到7岁那年～)	吴市学校教育课	由吴市指定	无
中学	12～15岁 (到13岁那年～)	吴市学校教育课	由吴市指定	无
高中	15岁～18岁 (到16岁那年～)	广岛教育委员会 高中教育指导课	希望的学校	有

# 7.日本の生活

## (1) ごみの出し方

環境政策課 (TEL:0823-25-3302)

### 〈ごみを出す前にすること〉

- ごみ, 資源物の出し方について, 詳しくは市役所や市民センターで配布する「ごみ出しかレンダー」で確認します。「ごみ出しかレンダー」は国際交流センターでも配布しています。  
ごみを出すときは, ごみ専用の指定袋やシールを使います。ごみ専用の指定袋はスーパーやコンビニエンスストアで買うことができます。

ごみ専用の指定袋	
「燃えるごみ」用	「燃えないごみ」用
	
粗大ごみ用粗大ごみ処理券	
	

### 〈ごみを出す日と場所〉

- ごみを出すときは, 種類別に分けて, 「ごみ出しかレンダー」で決められた日の朝 8:30 までに出します。前の日や, 違う日に出すことはできません。

# 7.日本の生活

## (1) 丢弃垃圾的方法

環境政策課 (TEL:0823-25-3302)

### 〈丢弃垃圾之前的事情〉

- 丢弃垃圾, 丢弃资源类废物的方法, 详细, 请在市政府或市民中心发的「垃圾日历」上进行确认。国际交流中心也发放「垃圾日历」。  
丢弃垃圾的时候, 请使用指定专用的袋子或贴纸。垃圾指定专用的袋子, 在超市或便利店可以买到。

垃圾专用袋子	
「可燃垃圾」用	「不可燃垃圾」用
	
大型垃圾用大型垃圾处理券	
	

### 〈丢弃垃圾的时间和地点〉

- 丢弃垃圾时, 请按种类分别扔出, 按照「垃圾日历」所定日期的早上 8:30 之前丢弃。前一天或, 其他的日子不能丢弃。

■ごみを出す場所は、地域で決められています。

この看板がある場所に出します。わからないときは近くの人に聞くようにしましょう。



### 〈ごみの出し方〉

- ごみを出すときは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」「資源物」「有害ごみ・危険ごみ」に分けて出します。
- 「燃えるごみ」「燃えないごみ」は必ずごみ専用の指定袋に入れて出します。
- 専用の指定袋に入らないものは「粗大ごみ」です。「粗大ごみ」は呉市のシールを貼って出します。
- 「資源物」「有害ごみ・危険ごみ」は無料で出すことができます。
- 「ごみ出しカレンダー」に定められていない日に出したり、誤った出し方をしたごみは収集されません。分からないときは「ごみ出しあいうえお表」で確認します。

※ごみ出しあいうえお表



■垃圾站的地点，由地区決定。

请在有这样的告示牌的地方丢弃垃圾。有不明白的时候，请向附近的人询问。









### 〈丢弃垃圾的方法〉

- 丢弃垃圾时，请按「可燃垃圾」「不可燃垃圾」「大型垃圾」「资源性垃圾」「有害垃圾・危险垃圾」分开。
- 「可燃垃圾」「不可燃垃圾」必须放入专用垃圾袋中。
- 不能放入指定的专用垃圾袋的物品为「大型垃圾」。请在「大型垃圾」上贴上吴市的垃圾粘帖。
- 「资源性垃圾」「有害垃圾・危险垃圾」可以免费丢弃。
- 「垃圾日历」规定的日子以外的日子丢弃的，或不按规定丢弃的垃圾，都不会被回收。不明白时，请在「垃圾丢弃 1、2、3、4、5 表」上确认。

※垃圾丢弃 1、2、3、4、5 表



ごみの分類	ごみ出しカレンダーの表示	ごみの種類	注意点
燃えるごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所のごみ</li> <li>・布類</li> <li>・プラスチック類</li> <li>・紙くず</li> <li>・草, 枯葉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週 2 回収集</li> <li>・必ず燃えるごみ専用の指定袋に入れてください。</li> <li>・台所のごみは, よく水を切って出してください。</li> <li>・油は紙に吸わせて出してください。</li> <li>・紙おむつは汚れを取って袋に入れて出してください。</li> <li>・新聞や段ボールは「資源物」の日に出してください。</li> </ul>
燃えないごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気製品 (小)</li> <li>・金属類 (なべ, 包丁, 傘など)</li> <li>・ガラス類 (コップ, 鏡など)</li> <li>・陶器類 (食器など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週 1 回収集</li> <li>・必ず燃えないごみ専用の指定袋に入れてください。</li> <li>・ガラスや包丁は厚めの布や紙で包んで出してください。</li> <li>・傘や, フライパンなどは大きいごみ袋に入れて出してください。</li> <li>・電池, 小型カセットボンベは取り外してください。(電池, 小型カセットボンベは「有害・危険ごみ」の日に出してください。</li> <li>・タイヤ, バッテリー, 消火器などは出すことができません。捨てる時は購入先に確認してください。</li> </ul>
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の指定袋に入らないもの</li> <li>・机, ベッド, 自転車, ふとん, カーペットなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 1 回収集</li> <li>・シールが見えるように貼って出してください。</li> <li>・2m以上のものは 2 枚貼って出してください。</li> <li>・ふとんやカーペットは紐で縛ってください。</li> </ul>

垃圾的分类	垃圾日历的表示	垃圾种类	注意点
可燃垃圾		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厨房垃圾</li> <li>・布类</li> <li>・塑料类</li> <li>・碎纸类</li> <li>・草, 枯叶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・每周收集 2 次</li> <li>・请务必放入指定的专用垃圾袋中。</li> <li>・请将厨房垃圾的水分尽可能控干。</li> <li>・油分请用纸吸干再丢弃。</li> <li>・请将纸尿布上的污物清理干净再丢弃。</li> <li>・请将报纸或纸壳箱类垃圾, 在「资源性垃圾」的日子丢出。</li> </ul>
不可燃垃圾		<ul style="list-style-type: none"> <li>・电器产品 (小)</li> <li>・金属类 (锅, 菜刀, 伞等)</li> <li>・玻璃类 (杯子, 镜子等)</li> <li>・陶器类(餐具等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・每周收集 1 次</li> <li>・请一定放入指定的专用垃圾袋中丢出。</li> <li>・玻璃或菜刀类的垃圾请用厚布或纸包好丢出。</li> <li>・伞或, 炒锅请放入大的垃圾袋中丢出。</li> <li>・请把电池, 小型天然气罐取出再丢出。(电池, 小型天然气罐请在「有害・危险垃圾」日丢出。</li> <li>・不可以丢弃轮胎, 移动锂电池, 灭火器等。扔之前, 请先向购入时的贩卖商进行确认。</li> </ul>
大型垃圾		<ul style="list-style-type: none"> <li>・无法放入指定专用垃圾袋中的垃圾</li> <li>・书桌、床、自行车、被子、地毯等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・每月收集 1 次</li> <li>・请把粘帖贴在明显的位置。</li> <li>・2 米以上的垃圾请贴 2 张粘帖。</li> <li>・被子或地毯请用绳子系起来。</li> </ul>

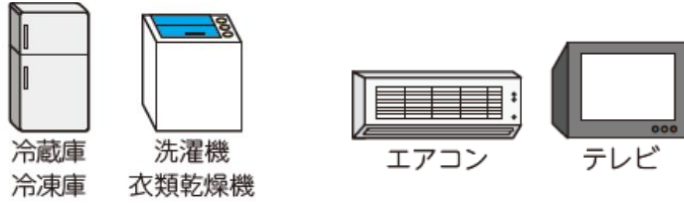


ごみの分類	ごみ出しカレンダーの表示	ごみの種類	注意点
資源物	 <p>缶類・びん類・ペットボトル</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒やジュースの缶, ペットボトル, びん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 2 回収集</li> <li>・水洗いして出してください。</li> <li>・缶とペットボトルは網袋に入れてください。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・透明なびん 白色のコンテナ</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶色のびん 茶色のコンテナ</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の色のびん 水色のコンテナ</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡, 電球, ガラスなどは「燃えないごみ」の日に出してください。</li> </ul>
	 <p>紙類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞</li> <li>・本・雑誌</li> <li>・段ボール</li> <li>・牛乳などの紙パック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 2 回収集</li> <li>・それぞれ種類ごとに, ひもでしばってください。</li> <li>・紙パックは水洗いし, 乾燥させて, 切り開いて出してください。</li> </ul>
危険 有害ごみ	 <p>有害ごみ(危険ごみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池, ボタン電池, 小型充電式電池, モバイルバッテリー, 蛍光管, 水銀体温計, 水銀血圧計, 電子タバコ</li> <li>・スプレー缶, 小型カセットボンベ, 使い捨てライター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 1 回収集</li> <li>・赤いコンテナに入れてください。</li> <li>・蛍光管は割れないようにして出してください。(電球⇒燃えないごみ)</li> <li>・スプレー缶, 小型カセットボンベは, 危険ですので, 穴を開けずに出してください。</li> </ul> 
衣類品等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・古着</li> <li>・シーツ, タオル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民センターなどの回収ボックスに入れてください。</li> <li>・汚れていたり, 濡れているものは出すことができません。</li> </ul>
小型家電など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話, コード類など投入口に入る電化製品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所や市民センター(宮原, 警固屋はまちづくりセンター)に設置されている回収ボックスに入れて下さい。</li> <li>・40cm×20cmの投入口に入らないもの(パソコンなど)は販売店などに相談してください。</li> <li>・電化製品に内蔵されているバッテリー等は, 取り外して「有害危険ごみ」として出してください。取り外せない家電製品等は, 小型家電回収ボックスに入れてください。</li> </ul>

垃圾的分类	垃圾日历的表示	垃圾种类	注意点
资源性垃圾	罐头盒・PET瓶・玻璃瓶 	・酒或饮料的罐子, PET 瓶, 玻璃瓶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・每月收集 2 次</li> <li>・请用水清洗后扔出。</li> <li>・罐子和 PET 瓶请装入网袋中。 </li> <li>・透明的瓶子请放入白色的筐中 白色的筐 </li> <li>・茶色瓶子 茶色的筐 </li> <li>・其他颜色的瓶子 淡蓝色的筐 </li> <li>・镜子, 灯泡, 玻璃等请在「不可燃烧垃圾」的日子丢出。</li> </ul>
	纸 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・报纸</li> <li>・书·杂志</li> <li>・纸盒箱</li> <li>・牛奶等的包装盒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・每月收集 2 次</li> <li>・各种分类后, 请用绳子系好丢出。</li> <li>・请将纸质包装盒, 用水清洗, 干燥后, 剪开丢出。</li> </ul>
有害垃圾		<ul style="list-style-type: none"> <li>・干电池, 纽扣电池, 小型充电式电池, 移动通信电池, 荧光灯管, 水银体温计, 水银血压计, 电子香烟</li> <li>・喷筒, 小型天然气罐, 一次性打火机</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・每月回收一次</li> <li>・请放入红色的筐中。 </li> <li>・请不要将荧光灯管打破。(电灯泡→不可燃垃圾)</li> <li>・喷筒, 小型天然气罐, 很危险, 请不要打孔丢出。</li> </ul>
衣物类		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧衣物</li> <li>・床单, 毛巾</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・请放入市民中心设置的回收箱中。</li> <li>・污染的物品, 弄湿的物品不可以放入。</li> </ul>
小型家用电器等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手机电话, 电线类等可放入扔入口中的电器制品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放入设在市政府或市民中心 (宫原, 警固屋的町建设中心) 的回收箱中。</li> <li>・不能放入 40cm×20cm 的投入口内的东西 (电脑等) 请与贩卖商店协商。</li> <li>・请将电器制品中的电池等取出, 做为「有害危险垃圾」丢弃。无法取出的家电制品等请放入小型回收箱中。 </li> </ul>

呉市で収集しないごみ

- ・事業ごみ
- ・大掃除や引っ越しで出る多量なごみ
- ・パソコンリサイクルにより収集しないもの
- ・パソコン〔本体、ディスプレイ（CRT 液晶）〕
- ・家電リサイクル法によるもの  
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などは、販売店に相談してください。

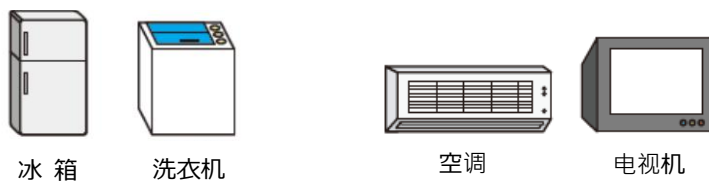


- ・バイク、タイヤ、チェーン、ホイール、ガスボンベ、消火器などは、購入先で引き取ってもらうか、販売店に相談してください。



呉市不回収的垃圾

- ・商业垃圾
- ・大扫除或搬家时的大量垃圾
- ・电脑等不能回收的垃圾
- ・电脑〔本体、显示器（CRT 液晶）〕
- ・家电回收法规定的物品  
空调、电视机、冰箱、洗衣机等，请与贩卖商店商量。



- ・摩托车，轮胎，防滑链，轮毂，煤气罐，灭火器等，请让贩卖商收回或与贩卖商商量。



### 〈自治会〉

- ごみを出す場所は、自治会がきれいに掃除しています。できるだけ掃除を手伝ってください。
- 自治会は地域の人が集まる会です。お祭りなどの地域の行事を一緒に行います。その地域に住んでいる人なら誰でも加入できます。

自治会に加入したい人や、自分の自治会がわからない人は  
地域協働課 ☎：0823-25-3223  
国際交流センター ☎：0823-25-5604

## (2) 水道

上下水道局 ([TEL:0823-26-1622](tel:0823-26-1622))

### 〈新しく水道を使うとき〉

- 水道が利用できる状態でも使用開始の手続きが必要です。

手続き方法 (①②③のいずれか)

- ①電話 上下水道局 ☎：0823-26-1622
- ②インターネット 上下水道局ホームページ



- ③窓口 (つばき会館 3階 呉市中央 6-2-9)

### 〈水道の使用をやめるとき〉

- 水道の使用をやめる一週間くらい前に、手続きを行ってください。

手続き方法 (①②③のいずれか)

- ①電話 上下水道局 ☎：0823-26-1622
- ②インターネット 上下水道局ホームページ



- ③窓口 (つばき会館 3階 呉市中央 6-2-9)

### 〈日本のトイレに流せるもの、流せないもの〉

日本のトイレは、次のもの以外は流せません。

- ・し尿
- ・(トイレに流せる) トイレトペーパー
- ・(トイレに流せると記載されている)

### 〈自治会〉

- 垃圾站是由自治会清扫的，请尽量帮助清理。
- 自治会是地区的住民聚集的组织。请和当地住民一起进行各种节日活动。该地区内的住民，谁都可以参加活动。

想加入自治会的人或不知道自己的自治会的人请联系  
地区协作课 ☎：0823-25-3223  
国际交流中心 ☎：0823-25-5604

## (2) 自来水

上下水道局 ([TEL:0823-26-1622](tel:0823-26-1622))

### 〈开通新上下水道时〉

- 即便自来水处于可以使用状态，也必须办理自来水开始使用的手续。

办理手续方法 (从①②③中任选其一)

- ①电话 上下水道局 ☎：0823-26-1622
- ②网络 上下水道局官网



- ③窓口 (椿会館 三层 呉市中央 6-2-9)

### 〈停止使用自来水时〉

- 请在停止使用自来水一周前办理手续。

办手续方法 (①②③之中任选其一)

- ①电话 上下水道局 ☎：0823-26-1622
- ②网络 上下水道局官网



- ③窓口 (椿会館 3层 呉市中央 6-2-9)

### 〈日本的厕所中可以冲走的，不可以冲走的〉

日本的厕所，以下以外的东西不能被冲走。

- ・尿尿
- ・(厕所能冲走) 厕所用手纸
- ・(写有在厕所可被冲走字样) 厕所手纸或，厕

おしりふきシートや、トイレ清掃・除菌シート

下水処理ポンプの故障の原因になるので、上記以外のものは絶対に流さないようにしてください。

### (3) 電気・ガス

#### 〈電気の使用手続き〉

■電気の使用を開始するには、次のことが必要です。

- ① 電気の使用開始日を決める。
- ② 電力会社に電話やインターネットで申し込む。
- ③ 電気の使用開始日に、ブレーカーのスイッチを入れれば、電気を使用できます。

■電気の使用を終了（転出など）するには、次のことが必要です。

- ① 電気の使用終了日を決める。
- ② 電力会社に電話やインターネットで申し込む。

#### 〈ガスの使用手続き〉

■ガスの使用を開始するには、次のことが必要です。

- ① ガスの使用開始日を決める。
  - ② ガス会社に電話やインターネットで申し込む。
- ※ガスの使用開始日になると、ガス会社の人が来ます。ガス会社の人は設備点検をして、ガスの元栓を開け、ガスの使い方を教えてください。

■ガスの使用を終了するには、次のことが必要です。

- ① ガスの使用終了日を決める。
- ② ガス会社に電話やインターネットで申し込む。
- ③ ガスの使用終了日に、ガス会社の人が来てガスメーターを止めます。

水道・電気・ガスの申し込みについてわからない場合は  
国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

### (4) 市営住宅

指定管理者(株)くれせん

(TEL : 0823-32-2488)

市営住宅は住宅に困っている所得の低い人を対象に、呉市が安い家賃で提供している賃貸住宅で、収入基準などの入居要件が定められています。

#### 〈申込方法〉

■抽選対象住宅（定期的に公募して、抽選で入居決

所清掃・除菌紙巾

因会引起下水泵的故障，请不要把以上物品以外的丢进厕所。

### (3) 电・天然气

#### 〈电的使用手续〉

■用电开始，有必要做以下事情。

- ① 决定了开始用电的日子后。
- ② 请用电话或网络向电力公司进行申请。
- ③ 用电开始日，合闸后就可以用电。

■用电结束时（搬出等）有必要做以下事情。

- ① 决定用电的最终日。
- ② 用电话或网络向电力公司申请。

#### 〈使用天然气的手续〉

■开始使用天然气时需要做以下事情。

- ① 决定天然气开始使用的日子。
- ② 用电话或网络向天然气公司进行申请。

※开始使用天然气的日子，天然气公司会派人来。天然气公司的人会检查设备，打开天然气的阀门，教给使用天然气的方法。

■天然气使用结束时，需要做以下事情。

- ① 决定最终使用天然气的日子。
- ② 用电话或网络向天然气公司进行申请。
- ③ 天然气使用结束的日子，天然气公司来人，停天然气表。

申请自来水・电・天然气，有不明白之处，请联系  
国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604

### (4) 市营住房

指定管理公司（上市公司）くれせん

(TEL : 0823-32-2488)

市营住房的对象为，住房有困难的低所得的人，由吴市提供房租便宜的出租房屋，收入的标准等条件有所规定。

#### 〈申请方法〉

■抽签对象住房（定期公布，通过抽签决定入

定)

- ◎ 抽選対象の定期募集は、年 3 回行います。  
募集時期 5 月、9 月、1 月
- ◎ 募集期間・内容は、募集月の市政だよりに掲載します。
- ◎ 募集期間中に、詳しい募集内容を記載した「市営住宅入居募集案内」を配付します。  
「市営住宅入居募集案内」は、(株)くれせん、住宅政策課（呉市役所 5 階）、各市民センターで配布します。

呉市のホームページにも掲載します。



- 随時対象住宅（空き住宅があれば、申込順で入居決定）
- ◎ 募集は年間を通じて随時受け付けています。
- ◎ 抽選対象住宅と随時対象住宅を同時に申し込むことはできません。

#### 〈入居申込資格〉

##### ■「一般世帯の申込資格」

市営住宅に申し込むことができる人は、次の①～⑥のすべての条件を満たしている人です。

- ① 現在、住宅に困っている人。現在、公的住宅（市営住宅や県営住宅）を借りていない人。  
住宅を持っている人は、申し込みできません。
- ② 同居する親族がいること（事実上婚姻関係にある人や、申込日から 3 か月以内に婚姻予定の人は申し込むことができます。
- ③ 申込者および同居する人の収入合計が、収入基準内であること。
- ④ 申込者および同居する人が、市町村民税や市営住宅の家賃を滞納していないこと。
- ⑤ 申込者および同居する人が、暴力団員でないこと。
- ⑥ 申込者が、成人（18 歳以上）であること。  
（未成年者でも、既に婚姻されている人は申し込みできます。）

##### ■「単身世帯の申込資格」

単身で申し込む場合には、単身での日常生活に支障のない人で、「一般世帯の申込資格」の①③④⑤⑥の項目に該当し、さらに次のいずれかに当てはまる必要があります。

住)

- ◎ 一年 3 次定期募集抽籤対象。  
募集时期为 5 月、9 月、1 月
- ◎ 募集月发行的市政府的杂志上、公布募集时期・内容。
- ◎ 在募集时期中、会发行登载有详细募集内容的「募集市营住房入住指导」。  
「募集市营住房入住指导」, 由（上市公司）くれせん、住宅政策课（吴市市政府 5 层）、各市民中心发放。

吴市的官网上也有登载。



- 随时对象住房（有空住房，按照申请顺序，决定入住）
- ◎ 募集一年中，随时接受申请。
- ◎ 抽籤对象住房和随时对象住房，不可以同时申请。

#### 〈申请入住资格〉

##### ■「一般家庭申请资格」

可以申请市营住房的人，需要满足以下①～⑥的所有条件。

- ① 现在，住房有困难的人。现在没有租借公共住房（市营住房或县营住房）的人。  
拥有房屋的人，也不可以申请。
- ② 有同居的亲属（有事实婚姻关系的人或，申请日起 3 个月以内预定结婚的人）也可以申请。
- ③ 申请人及同居人的收入合计，在收入标准以内的。
- ④ 申请人及同居人没有滞纳市町村民税或市营住房租金的。
- ⑤ 申请人及同居人非暴力团体的成员的。
- ⑥ 申请人为成年人（18 岁以上）。  
（即使是未成年的，已经结婚的人可以申请。）

##### ■「单身家庭的申请资格」

单身人士申请时，单身但，日常生活没有障碍的，符合「一般家庭申请资格」的①③④⑤⑥项，而且以下各项也必须有其一符合。

- ◎ 60 歳以上の人
- ◎ 身体障害者手帳の交付を受けた人（障害の程度が 1 級～4 級）
- ◎ 生活保護を受けている人
- ◎ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ◎ 療育手帳の交付を受けた人
- ◎ DV 被害に遭われた人（要件あり）
- ◎ 犯罪被害に遭われた人（要件あり）

#### 〈申し込みに必要な書類〉

- ① 呉市営住宅申込整理票
- ②（切手を貼った）はがき ※抽選対象住宅を申し込む場合のみ必要

#### 〈申込書類の提出先〉

指定管理者「株式会社くれせん」  
〒737-0051 呉市中央 3-2-5 勤住ビル 2 階  
☎：0823-32-2488

#### 〈市営住宅以外の住宅に住みたいとき〉

部屋探しのガイドブック



（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、カンボジア語、タガログ語、モンゴル語）

## (5) 日常生活のルール

### ■ 騒音

日本人は、大きな音や声を出すことは、他人に対して迷惑だという意識があります。パーティ、テレビや音楽の音などについては、近所の人に迷惑にならないように気を付けましょう。特にアパートやマンションなどの集合住宅では、大きな音や声を出さないように気を付けましょう。

### ■ 近所付き合い

近所の人と日ごろからあいさつを交わしたり、行事に参加して地域の人と付き合いをしておくことで、近所の人同士のトラブルが起きにくく、災害が起こった際には、お互いに助け合うこともできます。

### ■ 禁止を示す標識

何かを「できない」ことを示す様々な標識があります。禁止の標識がある場所では、ルールを守りましょう。

- ◎ 60 岁以上の人
- ◎ 发有身体残障手册的人（残障的等级 1 级～4 级）
- ◎ 接受生活最低保障的人
- ◎ 持有精神残障保健福利手册的人
- ◎ 持有疗育手册的人
- ◎ 遭受暴力的人（有具体事件）
- ◎ 遭受犯罪侵害的人（有具体事件）

#### 〈申请时必要的文件〉

- ① 吴市营住房申请整理票
- ②（贴有邮票）的明信片 ※只有申请抽签对象住房时需要。

#### 〈接受申请书处〉

指定管理单位「（上市公司）くれせん」  
〒737-0051 呉市中央 3-2-5 勤住楼 2 层  
☎：0823-32-2488

#### 〈想入住市营住房以外的住房时〉

寻找房屋指南



（英语、中文、韩文、西班牙语、葡萄牙语、泰语、印度尼西亚语、缅甸语、柬埔寨语、他加禄语、蒙古语）

## (5) 日常生活规则

### ■ 噪音

日本人认为，发出大的声音，对于他人来说，是造成了极大的麻烦。应该注意，聚会，电视或音乐等的声音，不要给附近的居民造成麻烦。特别是公寓或楼房等的集合住房，注意不要发出很大的声音。

### ■ 和附近居民的交往

和附近的居民平时要打招呼，参加活动，在活动中和所在地区的人们进行交往，从而不容易和附近的人们发生摩擦，在发生灾害时，能相互帮助。

### ■ 表示禁止的标识

有各种各样的表示什么「不可以的」事情的标识。在有禁止标识的地方，请遵守规则。



「泳げません」



「たばこを吸えません」



「携帯電話は使えません」



「不可以游泳」



「不可以吸烟」



「不可以使用手机」



## (6) 呉市内の日本語教室

教室名	場所	日時	電話番号
にほんごサロン	国際交流センター (呉市役所 1 階) 呉市中央 4 丁目 1-6	毎週日曜日 14:00~15:30	0823-25-5607
日本語教室«呉»	広まちづくりセンター (広市民センター5 階) 呉市広古新開 2 丁目 1-3	毎週土曜日 18:00~19:30	0823-71-2151
せかいの花 2018~		毎週水曜日 10:00~11:30	
こども 日本語教室 シランダ	ひろ協働センター (広市民センター4 階) 呉市広古新開 2 丁目 1-3	毎週土曜日 14:00~16:00	0823-71-0321
一期一会	国際交流センター (呉市役所 1 階) 呉市中央 4 丁目 1-6	毎週木曜日 13:00~15:00	0823-25-5607
安浦日本語教室	安浦まちづくりセンター2 階 呉市安浦町中央 4 丁目 3-2	毎週木曜日 10:00~12:00 毎週土曜日 18:00~19:30	0823-84-3636

## (6) 呉市市内的日语教室

教室名称	地点	时间	联系电话
日本語沙龙	国际交流中心 (吴市市政府 1 层) 吴市中央 4 丁目 1-6	每周日 14:00~15:30	0823-25-5607
日语教室 «吴»	广町建设中心 (广市民中心 5 层) 吴市广古新开 2 丁目 1-3	每周六 18:00~19:30	0823-71-2151
世界之花 2018~		每周三 10:00~11:30	
孩子 日语教室 シランダ	广协作中心 (广市民中心 4 层) 吴市广古新开 2 丁目 1-3	每周六 14:00~16:00	0823-71-0321
一期一会	国际交流中心 (吴市市政府 1 层) 吴市中央 4 丁目 1-6	每周四 13:00~15:00	0823-25-5607
安浦 日语教室	安浦町建设中心 2 层 吴市安浦町中央 4 丁目 3-2	每周四 10:00~12:00 每周六 18:00~19:30	0823-84-3636

## (7) 外国人相談窓口

相談窓口および場所	言語および時間	電話番号
呉市外国人相談窓口 【国際交流センター/呉市役所 1 階】 呉市中央 4 丁目 1-6	日本語, 英語, 中国語, ベトナム語 ※その他の言語も対応可 月～金 9:00～18:00 土日 10:00～18:00 祝日・年末年始は休み	0823-25-5604
呉市東部地区 外国人総合相談窓口 【広市民センター4 階】 呉市広古新開 2 丁目 1-3	日本語, ポルトガル語 ※その他の言語も対応可 月・火・木・金 9:00～17:00 土 10:00～18:00 日・水・祝日・年末年始は休み	0823-76-3370
ひろしま多言語総合相談窓口 【ひろしま国際センター】 広島市中区中町 8-18	日本語, 英語, ポルトガル語, 中国語, ベトナム語, 韓国語, タガログ語, インドネ シア語, タイ語, ネパール語, スペイン語 月～金 10:00～19:00 土 9:30～18:00 日・祝日・年末年始は休み	0120-783-806

## (7) 外国人咨询窓口

咨询窗口及地点	语言及时间	联系电话
呉市外国人咨询窗口 【国际交流中心/呉市市政府 1 层】 呉市中央 4 丁目 1-6	日语, 英语, 中文, 越南语 ※其他语言也可接待 周一～周五 9:00～18:00 周六日 10:00～18:00 节日・年底年初休息	0823-25-5604
呉市東部地区 外国人综合咨询窗口 【广市民中心 4 层】 呉市广古新開 2 丁目 1-3	日语, 葡萄牙语 ※其他语言也可接待 周一・二・四・吴 9:00～17:00 土 10:00～18:00 周日・三・节日・年底年初休息	0823-76-3370
広島多种语言综合咨询窗口 【広島国际中心】 広島市中区中町 8-18	日语, 英语, 葡萄牙语, 中文, 越南 语, 韩文, 他加禄语, 印度尼西亚语, 泰语, 尼泊尔语, 西班牙语, 月～金 10:00～19:00 土 9:30～18:00 节日・假日・年底年初休息	0120-783-806

## 8. 緊急・防犯

### (1) 緊急

火事・救急・救助などのときは 119 番に電話をかけてください。

日本では救急車・消防車を呼ぶことは無料です。

日本語が話せなくても大丈夫です。

呉市は、電話通訳センターを介した三者間同時通訳をすることができます。

#### 【対応言語】

英語・中国語（北京語）・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語・ポルトガル語・スペイン語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語

電話に出た消防の指令員（オペレーター）に「火事」か「救急」か「救助」か伝えます。※あなたの周囲に日本語を話せる人がいる場合は、お手伝いをお願いしてください。

#### （119 通報のかけ方）

- ①救急か火災か救助かを伝える。
  - ②消防車・救急車が向かう住所を伝える。（住所が分からない場合は、大きな建物や交差点などの目印になるものを教えてください。）
  - ③現在の状況を伝える。  
救急の場合：誰が、いつから具合が悪いのか。意識・呼吸はあるのか。病気がケガか伝える。  
火災の場合：燃えているもの。負傷者・逃げ遅れた人は何人いるか伝える。  
救助の場合：負傷者は何人いるか。負傷者の状況、ケガをしている箇所を伝える。
  - ④あなたの名前と連絡先を伝える。（119 番通報後も連絡が取れる電話番号を伝えてください。消防の指令員（オペレーター）から再度連絡し詳しい内容について訪ねる場合があります。電話に出られるようにしてください。）
- ※上記に示したものは、一般的な聞き取り内容です。答えられる範囲で伝えてください。

## 8. 緊急・防范

### (1) 緊急

有火災・急救・救助等の時候，请拨打电话 119。呼叫日本的急救车・消防车是免费的。

不会说日语也没关系。

吴市，可以通过电话翻译中心的介入，可以进行三者间的同时翻译。

#### 【对应语言】

英语・中文（标准话）・韩文・泰语・越南语・印度尼西亚语・他加禄语・尼泊尔语・葡萄牙语・西班牙语・法语・德语・意大利语・俄罗斯语・马来语・缅甸语・高棉语・蒙古语・僧伽罗语・印地语・孟加拉语

向接电话的消防指挥官（接线员）说明是「火灾」还是「急救」还是「救助」。※您周围如果有会说日语的人，请寻求帮助。

#### （打 119 报警的方法）

- ①请告诉是火灾，还是需要救助。
  - ②请告诉消防车・救护车要去的地址。（不知道地址的时候，请告诉大型的建筑物或十字路口等标志性物品。）
  - ③请告诉现在的状况。  
急救的情况：谁？什么时候起，身体不好了。有没有意识・呼吸。告诉是生病还是受伤。  
火灾的情况：告诉燃烧着的东西。有没有负伤的人・没有逃出来的人有几人。  
救助的情况：受伤的人有几人。受伤的人的状况，有几处受伤。
  - ④告诉你的名字和联络方法。（请告诉 119 报警后，仍可以取得联系的电话号码。消防指挥员（接线员）也有可能再次联系取得更详细情况。保持可以接通电话的状态。）
- ※上述の内容は、一般情况下，询问的内容。请在尽可能的范围内回答。

## 交通事故・犯罪被害（110番）

交通事故や犯罪に遭って、警察官にすぐ来てほしいときは110番にかけてください。

110番に電話をかけると、オペレーターが次のようなことを質問します。落ち着いて、できるだけ正確に教えてください。

- ① 事件か事故か
- ② いつ、どこで、何があったか
- ③ あなたの名前、連絡先
- ④ 事故の相手や犯人の性別、人数、年齢、服装など
- ⑤ けがをしている人がいないか  
自分で電話をかけることができないときは、近くにいる人に助けを求めてください。

## (2) 犯罪に遭わないために

日本の法律やルールを理解して、安全に暮らしましょう。

### 〈在留カード・パスポート〉

- 在留カードは、いつも持っていなければいけません。
- 在留資格が「留学」や「家族滞在」などの人は仕事をすることができません。  
※ただし、入国管理局から「資格外活動の許可」を得ていれば、週28時間以内などの範囲内でアルバイトをすることも可能です。  
仕事ができる在留資格の人でも、在留カードに書いてある在留資格以外の仕事はできません。
- 在留カード、パスポートは大切な身分証明書です。他の人に預けないで、自分で管理しましょう。
- 在留カードを紛失したら、なくしたことがわかった日から14日以内に、出入国在留管理庁（入管）で在留カードの再交付申請をします。

広島出入国在留管理局 ☎：082-221-4412

### 〈マイナンバーカード〉

- マイナンバーカードは、失くさないようにしてください。
- マイナンバーカードを紛失した場合は、「マイナンバー総合フリーダイヤル」に電話をしてください。

### マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-0178-27

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

対応時間：平日 9:30～20:00

## 交通事故・犯罪損害（110）

遭受了交通事故或犯罪，希望警察官马上来时请拨打110。

拨打了110电话后，接线员会做如下提问。请静下心来，尽可能、正确地做回答。

- ① 是事件还是事故
- ② 什么时间，在哪儿，出了什么事情？
- ③ 你的名字，联络地址
- ④ 事故的造成者或犯人的性别，人数，年龄，服装等
- ⑤ 有没有受伤的人  
自己无法打电话的时候，请向周围的人求助。

## (2) 为了不遭遇犯罪

请理解日本的法律或规则，安全地生活。

### 〈在留卡・护照〉

- 在留卡必须随时携带。
- 在留资格是「留学」或「家族滞在」等的人，不允许工作。  
※但是，如果从入国管理局取得「资格外活动许可」，一周以内可以从事28小时的临时工作。  
有能工作的在留资格的人也是，不能从事在留卡上，记载的以外的工作。
- 在留卡、护照是重要的身份证明书，不可以交给他人，自己来管理。
- 如果在留卡丢失了，发现卡丢失的日子起，请在14天以内，向出入国在留管理厅（入管），申请再发行。

広島出入国在留管理局 ☎：082-221-4412

### 〈个人编号卡〉

- 请不要将个人编号卡丢失了。
- 如果把个人编号卡丢失了，请拨打「个人编号综合免费电话」。

### 个人编号综合免费电话

0120-0178-27

对应语言：英语，中文，韩文，西班牙语，葡萄牙语

工作时间：平常 9:30～20:00

土日祝 9:30~17:30  
(年末年始, 12月29日~  
1月3日を除く)

周六、日、节日 9:30~17:30  
(年底年初, 除12月29日~  
1月3日之外)

**〈落とし物をしたとき, 物を盗まれたとき〉**

- 近くにある警察や交番に行って届け出をします。
- 「キャッシュカード」や「クレジットカード」を失くしたら, すぐに銀行やカード会社に連絡をして, 他の人にカードが使われないように手続きしてください。

**〈丢了东西, 东西被偷窃的时候〉**

- 请向附近的警察或派出所报警。
- 「现金卡」或「信用卡」丢失了, 请马上和银行或信用卡公司联系, 办理手续, 以免让别人使用卡付款。

落とし物をして困ったときは  
国際交流センター ☎ : 0823-25-5604

丢失东西感到为难的时候请拨打  
国际交流中心 ☎ : 0823-25-5604

**119番**



**110番**



## 9.防災

### (1) 防災

西日本を中心とした「平成 30 年 7 月豪雨」は、呉市でも大きな被害がありました。

日本は、台風や梅雨前線などによる暴風、大雨、高潮、そして地震や津波など災害が多い国であるため、災害に対する最大限の注意が必要です。特に状況がある程度予測できる台風や大雨は、事前の情報収集や早めの避難など、「日々の備え」が鍵となります。

防災への意識を高め、自分自身や大切な人の命を守りましょう。

#### <大雨の時の行動>

次ページの表を見てください。

#### <地震の時の行動>

建物の中にいる時は、安全なスペースに避難して、あわてて外へ出ないでください。

建物の外にいる時は、塀の倒壊や看板などの落下に注意してください。

#### <津波の時の行動>

海辺や川辺で津波注意報が出たときには、すぐに水辺から離れてください。

周囲に津波の被害が予想される場合には、高台などの高くて安全な場所へ避難してください。

## 9.防災

### (1) 防災

以西日本为中心的「平成 30 年 7 月豪雨」吴市也遭遇了灾害。

日本，是一个因为台风或梅雨等原因，引发暴风、大雨、高潮，以及因为是地震或海啸等灾害频繁发生的国家，对于灾害，必须最大限度的注意。特别是，在一定程度上，能够预报的台风或大雨，提前收集情报或尽早的避难等，已成为「时刻准备」的关键。提高防灾意识，保护好自己或最重要的人的生命吧。

#### <下大雨时的行动>

请参考下一页的表。

#### <地震时的行动>

在建筑物中的时候，请在安全的地方避难，请不要慌慌张张地往外跑。

在建筑物外边时，请注意墙壁倒塌或广告牌的坠落。

#### <海啸时的行动>

在海边或河边，收到海啸的提醒警报时，请立即离开水边。

预想到周围有海啸发生时，请到地形高处等，高的安全的地方进行避难。

〈大雨の時の行動〉 次の表を参考にして、適切に行動してください。

警戒レベル	出される情報	とるべき行動
レベル 5	緊急安全 確保	災害が起きています！命の危険があります。 避難すること自体が危険である場合、緊急に身の安全を確保してください！
<b>&lt;警戒レベル 4 までに必ず避難してください！&gt;</b>		
レベル 4	避難指示 (緊急)	災害が起こるかもしれません。 高齢者等以外の人も、危険な場所から避難所や安全な場所へ全員避難してください。 避難所は誰でも利用できます。 避難所へ行くのが危険な場合は、建物の上の階などに避難してください。
レベル 3	高齢者等 避難	危険な場所にいる次の方は避難してください。 ・高齢者 ・体が不自由な人 ・妊娠している人 など 避難所や安全なところに避難してください。(友人宅や、職場の人の家なども可) 避難所は誰でも利用できます。 高齢者等以外の人も、必要に応じ避難の準備または自主的な避難を行ってください。
レベル 2	大雨・洪水・ 高潮 注意報	避難行動を確認してください。テレビ等で情報を確認してください。 外の様子を確認してください。避難所や、安全な場所を確認してください。 避難所は誰でも利用できます。 避難所の場所がわからない場合は、国際交流センター (☎ 0823-25-5607) で確認してください。
レベル 1	早期注意 情報	天气が悪化するおそれがあります。 テレビ等で情報を確認してください。外の様子を確認してください。

※警戒レベルは、必ずしもこの順番で出されるとは限りません。

〈下大雨时的行动〉 参考下表，请采取正确的行动

警报标准	发出的情报	应该有的行动
标准 5	紧急安全 确保	正在发生灾难，有生命危险。 因避难会造成自身危险时，请立即确保自身的安全
<b>&lt;到标准 4 为止，请务必避难！&gt;</b>		
标准 4	避难指示 (紧急)	有可能发生灾难。 除了高龄人士以外的人也需要避难，请从危险的地方，请全体人员，转移到避难所或安全的地方进行避难。 任何人都可以利用避难所。 去避难所危险时，请在建筑物的上层避难。
标准 3	高龄人士等 避难	在危险处的以下人士，请避难。 ・高龄人士 ・身体不自由的人 ・怀孕的人 等 请到避难所或安全的地方避难。(也可以到朋友家或，同事的家等避难) 任何人都可以利用避难所。 请高龄人士以外的人，根据必要性，选择避难准备或自主避难。
标准 2	大雨・洪水・ 高潮位 注意报	请确认避难行动。请通过电视等手段确认避难情报。 请确认外边的情况。请确认避难所或，安全的地方。 任何人都可以利用避难所。 不知道避难所的位置时，请向国际交流中心 (☎ 0823-25-5607) 进行确认。
标准 1	早期注意 情报	天气可能向恶劣方面转化。 请通过电视等确认情报。请确认外面的情况。

※警报标准，不会是绝对按这一顺序发出。

## (2) 災害が起こったら

### ① 災害の情報を調べます。

#### 【災害時多言語情報アプリとWEB サイト】

##### ■気象庁 災害情報 WEB サイト



<https://www.data.jma.go.jp/multi/warn/cyugoku.html?warning=all&lang=jp>



#### 【対応言語】

日本語、英語、中国簡体、中国繁体、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語

##### ■Safety Tips (アプリ)



ダウンロード →



IOS



Android

#### 【対応言語】

日本語、英語、中国簡体、中国繁体、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語

##### ■Japan Official Travel App



ダウンロード →



#### 【対応言語】

英語、中国簡体、中国繁体、韓国語

##### ■NHK WORLD JAPAN



ダウンロード →



IOS



Android

#### 【対応言語】

アラビア語、ベンガル語、ミャンマー語、中国簡体、中国繁体、英語、フランス語、ヒンディー語、インドネシア語、日本語、韓国語、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、スワヒリ語、タイ語、トルコ語、ウルドゥー語、ベトナム語



## (2) 发生灾害之后

### ① 查询灾害情报。

#### 【灾害时多种语言情报 App 和网页】

##### ■ 气象厅 灾害情报网页



<https://www.data.jma.go.jp/multi/warn/cyugoku.html?warning=all&lang=jp>



【可对应的语言】

日文, 英语, 简体中文, 繁体中文, 韩文, 西班牙语, 葡萄牙语, 印度尼西亚语, 越南语, 他加禄语, 泰文, 尼泊尔语, 高棉语, 缅甸语, 蒙古语。

##### ■ 安全提示 (App)



下载 →



IOS



Android

【可对应的语言】

日文, 英语, 简体中文, 繁体中文, 韩文, 西班牙语, 葡萄牙语, 印度尼西亚语, 越南语, 他加禄语, 泰文, 尼泊尔语, 高棉语, 缅甸语, 蒙古语。

##### ■ 日本官方旅行 App



Download →



【可对应的语言】

英语, 简体中文, 繁体中文, 韩文

##### ■ NHK 世界 日本



Download →



IOS



Android

【可对应的语言】

阿拉伯语, 孟加拉语, 缅甸语, 简体中文, 繁体中文, 英语, 法语, 印地语, 印度尼西亚语, 日文, 韩文, 波斯语, 葡萄牙语, 俄罗斯语, 西班牙语, 斯瓦西里语, 泰语, 土耳其语, 乌尔都语, 越南语

## 【助けを求めたいとき】

### SOS カード

国際交流センターで配布または画像をダウンロードして使うことができます。



## 【寻求帮助的时候】

### SOS 卡

请使用国际交流中心发布的，或在网上下载的图像。



 <p><b>SOS</b></p> <p>日本語ができません。中国語 <b>助けてください!!</b> 请帮助我</p> <p>日本人の皆さま：これは外国人向け 緊急時・災害時用 SOS カードです。 このカードの提示がありましたら、温かいご協力をお願いいたします。 発行：呉市国際交流協会 呉市国際交流協会</p>	 <p>Q 今、何が起こっていますか？ 现在发生了什么事？</p> <p>大雨・洪水 大雨・土砂崩れ 地震 洪水 土地滑坡 地震</p> <p>ゆびさしで教えてください。</p>
 <p>私を避難所に連れて行ってください。 请把我带到避难所去</p> <p>日本人の皆さま： 避難所では管理者に外国人であることを伝え、災害時多言語表示など (<a href="http://dis.clair.or.jp/">http://dis.clair.or.jp/</a>)を印刷してもらってください。</p>	 <p>外国人相談窓口 外国人咨询窗口</p> <p>facebook.com/kure.iea</p> <p>呉市役所 呉市役所1階 国際交流センター 吴市政府1楼 联系电话:0823-25-5604</p>

② 安全な場所へ移動します。

大雨の場合【レベル3発令の段階から開設する避難所（73カ所）】

太字→ ペット受入可

地区	避難所
天 応	<b>天応まちづくりセンター</b> ，天応小学校，呉ポートピアパーク（こども館）
吉 浦	<b>吉浦まちづくりセンター</b> ，吉浦中学校，吉浦小学校
中 央	<b>つばき会館</b> ， <b>二川まちづくりセンター</b> ，両城小学校，明立小学校，長迫小学校，和庄小学校，畑老人集会所，呉中央中学校，呉三津田高等学校体育館，山手1丁目集会所，本通小学校，港町小学校，荘山田小学校，東畑中学校，片山中学校
宮 原	<b>宮原まちづくりセンター</b> ，宮原小学校，坪内小学校，宮原中学校
警固屋	<b>警固屋まちづくりセンター</b> ，警固屋中学校
音 戸	<b>音戸まちづくりセンター</b> ，早瀬パブリックセンター，波多見小学校
倉 橋	<b>倉橋まちづくりセンター</b> ，倉橋まちづくりセンター釣土田分館，倉橋東センター，農業技術拠点センター
阿 賀	<b>阿賀まちづくりセンター</b> ，阿賀小学校，旧延崎小学校
広	<b>広まちづくりセンター</b> ，横路中学校，広小学校，白岳中学校，旧小坪小学校，石内老人集会所，広南中学校，三坂地小学校，白岳小学校
仁 方	<b>仁方まちづくりセンター</b> ，皆実会館，仁方中学校
川 尻	<b>川尻まちづくりセンター</b> ，川尻中学校，川尻小学校
安 浦	<b>安浦まちづくりセンター</b> ，安登小学校，安浦小学校（教室），旧野路東小学校
昭 和	<b>昭和市民センター</b> ， <b>昭和東まちづくりセンター</b> ，昭和北中学校，昭和南小学校，昭和西小学校，昭和中学校
郷 原	<b>郷原まちづくりセンター</b> ，郷原中学校
下蒲刈	<b>下蒲刈市民センター</b> ，下蒲刈農村環境改善センター
蒲 刈	<b>蒲刈市民センター</b> ，蒲刈小学校，大浦集会所（旧蒲刈小学校）
豊 浜	<b>豊浜まちづくりセンター</b> ， <b>豊浜まちづくりセンター豊島分館</b>
豊	<b>豊まちづくりセンター</b> ，豊小学校

## ② 转移到安全的地方。

### 下大雨时【从标准3起逐级设置的避难所(73处)】

**粗体字** → 可接受宠物

地区	避难处
天应	<b>天应町建设中心</b> , 天应小学, 吴港公园(儿童馆)
吉浦	<b>吉浦町建设中心</b> , 吉浦中学, 吉浦小学
中央	<b>椿会馆</b> , <b>二川町建设中心</b> , 两城小学, 明立小学, 长迫小学, 和庄小学, 畑老人集会所, 吴中央中学, 吴三津田高中体育馆, 山手1丁目集会所, 本通小学, 港町小学, 庄山田小学, 东畑中学, 片山中学
宫原	<b>宫原町建设中心</b> , 宫原小学, 坪内小学, 宫原中学
警固屋	<b>警固屋町建设中心</b> , 警固屋中学
音户	<b>音户町建设中心</b> , 早濑公共中心, 波多见小学
仓桥	<b>仓桥町建设中心</b> , 仓桥町建中心钓土田分馆, 仓桥东中心, 农业技术据点中心
阿贺	<b>阿贺町建设中心</b> , 阿贺小学, 旧延崎小学
广	<b>广町建设中心</b> , 横路中学, 广小学, 白岳中学, 旧小坪小学, 石内唐人集会所, 广南中学, 三坂地小学, 白岳小学
仁方	<b>仁方町建设中心</b> , 皆实会馆, 仁方中学
川尻	<b>川尻町建设中学</b> , 川尻中学, 川尻小学
安浦	<b>安浦町建设中心</b> , 安登小学, 安浦小学(教室), 旧野路东小学
昭和	<b>昭和市民中心</b> , <b>昭和东町建设中心</b> , 昭和北中学, 昭和南小学, 昭和西小学, 昭和中学
乡原	<b>乡原町建设中学</b> , 乡原中学
下蒲刈	<b>下蒲刈市民中心</b> , 下蒲刈农村环境改善中心
蒲刈	<b>蒲刈市民中心</b> , 蒲刈小学, 大浦集会所(旧蒲刈小学)
丰浜	<b>丰浜町建设中心</b> , <b>丰浜町建设中心丰岛分馆</b>
丰	<b>丰町建设中心</b> , 丰小学

## 地震・津波の場合【災害の発生後、建物の安全が確認できた後で開設する避難所 (69カ所)】

**太字斜体** ➡ ペット受入可

地区	避難所
天 応	<b>天応まちづくりセンター</b> ，天応小学校，呉ポートピアパーク（こども館）
吉 浦	<b>吉浦まちづくりセンター</b> ，吉浦中学校，吉浦小学校
中 央	<b>つばき会館</b> ，呉中央中学校，本通小学校，和庄小学校，荘山田小学校，明立小学校，長迫小学校，両城小学校，片山中学校，東畑中学校，呉三津田高等学校体育館，山手1丁目集会所
宮 原	<b>宮原まちづくりセンター</b> ，宮原小学校，宮原中学校，坪内小学校
警固屋	<b>警固屋まちづくりセンター</b> ，警固屋小学校，警固屋中学校
音 戸	<b>音戸まちづくりセンター</b> ，波多見小学校，明德中学校
倉 橋	<b>倉橋まちづくりセンター</b> ，倉橋小中学校，農業技術拠点センター
阿 賀	<b>阿賀まちづくりセンター</b> ，阿賀小学校，原小学校
広	<b>広まちづくりセンター</b> ，白岳小学校，白岳中学校，広小学校，広中央中学校，横路小学校，横路中学校，三坂池小学校，広南中学校
仁 方	<b>仁方まちづくりセンター</b> ，仁方小学校，仁方中学校
川 尻	<b>川尻まちづくりセンター</b> ，川尻小学校，川尻中学校
安 浦	<b>安浦まちづくりセンター</b> ，安浦小学校，安登小学校，（旧）野路東小学校
昭 和	<b>昭和市场センター</b> ，昭和中央小学校，昭和中学校，昭和西小学校，昭和南小学校，昭和北中学校，（旧）昭和東小学校
郷 原	<b>郷原まちづくりセンター</b> ，郷原小学校，郷原中学校
下蒲刈	<b>下蒲刈市民センター</b> ，下蒲刈農村環境改善センター
蒲 刈	蒲刈小学校
豊 浜	<b>豊浜まちづくりセンター豊島分館</b> ，豊浜中学校
豊	<b>豊まちづくりセンター</b>

様々な災害に備えて、日頃から避難するところを決めておいてください。

## 地震・海啸的时候【灾害发生后，能确认建筑物的安全后，开设的避难所（69处）】

太字→可接受宠物

地区	避难所
天应	天应町建设中心，天应小学，吴港公园（儿童馆）
吉浦	吉浦町建设中心，吉浦中学，吉浦小学
中央	椿会馆，吴中央中学，本通小学，和庄小学，庄山田小学，明立小学，长迫小学，两城小学，片山中学，东畑中学，吴三津田高中体育馆，山手1丁目集会所
官原	官原町建设中心，官原小学，官原中学，坪内小学
警固屋	警固屋町建设中心，警固屋小学，警固屋中学
音户	音户町建设中心，波多见小学，明德中学
仓桥	仓桥町建设中心，仓桥小学，农业技术据点中心
阿贺	阿贺町建中心，阿贺小学，原小学
广	广町建设中心，白岳小学，白岳中学，广小学，广中央中学，横路小学，横路中学，三坂池小学，广南中学
仁方	仁方町建设中心，仁方小学，仁方中学
川尻	川尻町建设中心，川尻小学，川尻中学
安浦	安浦町建设中心，安浦小学校，安登小学，（旧）野路东小学
昭和	昭和市民中心，昭和中央小学，昭和中学，昭和西小学，昭和南小学，昭和北中学，（旧）昭和东小学
乡原	乡原町建设中心，乡原小学，乡原中学
下蒲刈	下蒲刈市民中心，下蒲刈农村环境改善中心
蒲刈	蒲刈小学
丰浜	丰浜町建设中心丰岛分馆，丰浜中学
丰	丰町建设中心

为各种各样的灾害做好准备，下决心，从日常生活中做好避难的准备工作。





呉市で暮らす外国人のための生活ガイドブック

制作・発行： 呉市国際交流協会

2022年3月 第1版発行

2024年3月 第2版改訂